

Title	英国の懲治場 (House of Correctuin) について (二・ 完)
Sub Title	"House of Correction" of England (2, end)
Author	坂田, 仁(Sakata, Hitoshi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1975
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.48, No.7 (1975. 7) ,p.51- 96
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19750715-0051

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

英国の懲治場 (House of Correction) について (二・完)

坂 田 仁

序

- 一、中世末期の浮浪問題
- 二、浮浪者に対する制裁……以上前号
- 三、ロンドン・ブライドウエル
- 四、懲治場の成立と発展
- 五、懲治場の衰亡

後記

三 ロンドン・ブライドウエル⁽¹⁾

(一) 設立

前述したように、浮浪者をその出生地に帰して働かせることは、すでに一五三一年の法律 (22 Henry VIII. c. 12.) で定め

られ、次いで一五三六年の法律 (27 Henry VIII. c. 25) は、浮浪者を強制的に就労させる一方、五歳以上一四歳未満の浮浪者の子供を徒弟奉公に出して生業を教え込むことを定めている。これらヘンリー八世時代の法律の内容は、最も苛酷といわれた一五四七年の法律 (1 Edward VI. c. 3) に引きつがれ、浮浪者の四〜五歳の子供でそのまま怠惰な生活を送らせれば勤勉な働き者にならないおそれのある者及び五歳以上一四歳未満で浮浪生活をしている者を見つけた者は、警察官に申告し、その決定によつてこれらの者は、引き取り意志のある者に徒弟又は奉公人として、女子は二〇歳まで、男子は二四歳まで預けることができる規定されている。また胸にVの字の烙印を押されて出生地に帰された浮浪者をその土地の奴隸として、道路の補修その他の公共事業に使役することも規定されている。この最後の点は、エルトンの紹介した法案の復活を疑わせる。しかしこの法律は、その余りの苛酷さの故に廃され、一五五〇年の法律 (3, 4 Edward VI. c. 16) が制定された。この法律によつて前記の一五三一年の法律 (22 Henry VIII. c. 12) が復活される一方、血が出るまで鞭で叩かれた浮浪者は出生地の教区に戻され、働かされることになり、公共事業への使役は廃された。また少年浮浪者については、徒弟が廃され奉公人として用いることのみが残り、年齢も女子は一五歳まで、男子は一八歳までと各々短縮され、更に主人の虐待に対する救済規定が設けられている。

以上の規定が、ロンドンのブライドウェルの設立の前の浮浪者に関する法律の定めるところであつた。ここでは、未だ浮浪者を労働させるための具体的施策については何の示唆もない。ただただ怠惰は悪であり、浮浪者は処罰し、働かせねばならぬというだけだったのである。⁽²⁾

一方、中世的な慈善機関であつた修道院は、解体されてその機能を停止したままであり、しかも、困い込みや修道院の解体によつて浮浪者は増大している。この現象は、当時巨大な発展の過程にあつて、多数の浮浪者を地方から引きよせていた首都ロンドンにおいて、特に、顕著であつた。⁽⁴⁾そして、この問題を解決する責任は、市民の肩に直接かかつて来たのであ

る。そして、ロンドン市民とコモンウェルスマンと称される改革派の人々とプロテスタントの教育を受けた早熟な少年国王の協力の下に、ブライドウェルが設立されたのである。このブライドウェルこそが、上記の如き浮浪者の最も取扱い困難な部分を扱い、それに矯正と訓練の機会を用意したのである。

まず問題に火をつけたのは、コモンウェルスマンと称される人々であった。この人々はコモンウェルス(Commonwealth)とは何かを考え、その伸張を実現しようとする意見をもつた人々を漠然と指し、特定のグループを作つていたわけではない。思想的にはモアアらのヒューマニストの流れを汲みつつ、信仰の上ではプロテスタントであり、当時の英国内におけるエンクロージャーなど私利の追求や貪欲に対して激しい非難をあげ、正に共通の福利のために働いた人々である。⁽⁶⁾これに属するリーバー(Thomas Lever)、ブリンクローウ(Henry Brinkelow)らは、ロンドン市内の貧民の状況、浮浪者の横行の責任は全てロンドン市民にありとして、ロンドン市民を批判していた。⁽⁷⁾このリーバーらの主張をうけて、一五五〇年にロンドン主教に任ぜられたリドレイ(Nicholas Ridley)は、その後ロンドン市長になつたドブス(Richard Dobbs)、バーンス(George Barnes)と協力して浮浪者の収容施設を獲得するための積極的な活動を始めた。リドレイは、宮中のセシル(William Cecil)に手紙を書き、⁽⁸⁾またニドワード六世への説教の中で国王に請願し、その後、国王と単独会見してブライドウェル宮殿の下賜を強く要請した。⁽⁹⁾

一方、ロンドン市長は、ブライドウェルの下賜を求めて請願書⁽¹⁰⁾(Declaration of the humble suit made to the King's Majesty's most honourable Council, by the Citizens of London, 1552)を提出している。これは、まず乞食と泥棒が非常に多いことは誰の目にも明らかだとし、しかもこれまでに制定された多数の法律が少しも状況の改善に役立つていないことを述べる。「その原因を探求した結果、これらの災厄と乞食の原因は怠惰にある。そしてこれを直す方法は、その逆、即ち労働でなければならぬ。これまで多くの人は怠け者に働け働けといつて来た。しかし同時に、これら乞食をしている者達は、悪

業や病氣やその他の逆運によつて悲惨な状態におちいつたのであり、それによつてすっかり信用を落しているので、彼らがいかに働く意欲を示しても、皆は彼らを疑いおそれ誰も仕事をさせようとはしない。それ故、意欲のある貧民に対して一般的に仕事を留意することのみがこの悲惨な人々をなおす手段だと考へる。そして、これによつて強情な浮浪者は、コモンウエルスを益する生活をするように強制され得るのである。⁽¹¹⁾「この文章の中には、モーア、ヴィヴェスに始まるヒューマニストの浮浪問題の理解の仕方が脈々といきづいてるのが感じられる。

更に、この請願は続けて、ロンドン市民が救済すべき悲惨な人々を三つのグループに分ける。その一はよるべき貧しい子供達、その二は病氣で無能力な者、その三は強情な浮浪者である。第一と第二のグループについては衣料や食料や薬を与え、或いは教育を施すなどの仕事に着手した。今や、第三のグループについて House of Occupation を設けるべきである。ここでは、成人に達したが学業には適さず、しかも正直な人々が雇おうとしない青年を訓練する。また病いや傷の癒えた病人達も、従来例のように、王国の中を浮浪させずにここで訓練を受けさせる。そして、強情な怠け者や同様に裁判で放免された囚人もここに收容し、労働させる。その人数は多いので、彼らを訓練する場所もまた大きくなければならぬ。

これはまだ成就されておらず、ここに国王陛下にブライドウエル宮殿の建物の下賜を願うことになつた。その建物の場所と大きさととは、このために最も適切、至便なものと思われ⁽¹²⁾る。ブライドウエルの建物は、まさに強情な浮浪者 (sturdy vagabonds)、浮浪者中の最も取扱ひ困難なグループに属する者を收容し、これに労働を科し、その怠情を矯正する施設として用いられることがここに明らかにされたのである。しかも、ここで達成されるべき目的は、「改善であつて不断の使役ではない⁽¹³⁾」。ロンドンのブライドウエルを以て近代的自由刑の起源と考へるとすれば、この施設について掲げられた目的を強調しても、強調しすぎることはないであろう。この請願は、この後に、更につづけてブライドウエルの用法、維持のための資金、管理者、職員、将来について述べており、ブライドウエル設立の計画が相当具体化されていたことを示している。

エドワード六世は、リドレイの説教に動かされ、ブライドウェル宮殿をロンドン市民に下賜することに同意し、更にその維持のために毎年四千マルクの金を寄附することを約した。そして、国王はその勅許状に死の二日前自らの手でサインをしたといわれる。⁽¹⁴⁾ こうして設立されたブライドウェルは、国王の死に引きつづく内乱状態、更にはメリー女王 (Queen Mary) によるプロテスタント弾圧によつてラティマー、リドレイらがスミスフィールドの火刑台に送られたにもかかわらず、滅びざることなく、却つて女王によつてその存続を確認され、⁽¹⁵⁾ エリザベス一世の時代に引きつがれていくのである。一五五五年 (この年リドレイは処刑された) のロンドン市の条例は、ブライドウェルを「怠情な人々を働かせるため、およびロンドン市の貧民、病人、ロンドン市に來た貧しい旅人を宿泊させるため」に設けられた施設と規定している。⁽¹⁶⁾

(二) 処遇対象者

前述の請願の中では、貧民が貧しい子供、病人、強情な浮浪者の三種に分類されているが、ホリンスヘッドの年代記⁽¹⁷⁾ の中では、リドレイ主教とドブス市長の指導の下にロンドン市民のまとめあげた計画で、まず貧民が (1) 無能力による貧民 (The poor by impotency)、(2) 不慮の災難による貧民 (The poor by casualty)、(3) しまりのない貧民 (Thriftless poor) の三種に分けられる。そして更に、(1)は、(a)父親のない貧民の子供、(b)老人、盲人、跛者、(c)癩病患者、癩瘡患者に、(2)は、(a)負傷兵、(b)没落した世帯主、(c)重病人に、(3)は、(a)すべてを費消する放蕩者 (The rioter that consumeth all)、(b)住家を持たぬ浮浪者 (The vagrant that will abide in no place)、(c)娼婦その他の怠け者 (The idle persons, as strumpet and others) に各々分けられている。そして、第三のグループに属する者が、ブライドウェルの処遇の対象者とされたのである。⁽¹⁸⁾

(三) 機構

前述の請願によると、これらの浮浪者などを管理するために、ブライドウェルには六人の市参事会員と二四人の市民とで構成する任期二年の支配人が任命される⁽¹⁹⁾。支配人は各々織布、鍛冶、製釘、製粉などの責任者となり、あるいは囚人の受

入れ、調査、処罰、ならびには居酒屋やばくち小屋の探索などの職務を分担して⁽²⁰⁾いた。支配人はロンドン市裁判所 (Guildhall Session) の審理をまたがずに、自らの裁量で笞刑を執行できる一種の裁判権を与えられて⁽²¹⁾いた。ブライドウェルの中で行なわれる作業は多種に及び、収容者の特性に応じて力の強い者には力のいる鉄の加工などの仕事があてがわれた。作業としては、製粉 (The work in the mills) 砂利の荷上げ (The work in the lighters and the unloading of sand) 砂利運搬 (The carrying of sand) 手袋製作 (Making of gloves) 櫛製作 (Making of combs) ノーン製作 (Making of silk lace) リボン製作 (Making of inkle and tape) 家具製作 (Making of apparel for the house) 亜麻糸紡ぎ (Spinning of linen yarn) 羊毛糸紡ぎ (Spinning of woolen yarn) 靴下編み (Knitting of hose) ノンク蕊製作 (Spinning of candle wick) 梱包用紐製作 (Making of packthread) 針金製作 (Drawing of wire) ヴン製作 (Making of pins) 靴製作 (Making of shoes) C. (Thickening of caps by hand and foot) 羊毛梳き製作 (Making of woolcards) 釘製作 (Making of nails) 針先製作 (Making of points) ナイフ製作 (Making of knives) ノーズ製作 (Making of baize) ブラシ製作 (Making of brushes) テニスボール製作 (Making of tennis ball) ノルト製作 (Making of felts) ノルト用ウール製作 (Making of wool for felts) の二四種が上げられて⁽²²⁾ゐる。そしてこれらの仕事について各々直接監督者として親方 (taskmaster or taskmistress) が任命され収容者の職業指導に当つて⁽²³⁾いた。その他、ブライドウェルには、ビードル (beadle) とよばれる一種の警察権をもつた役人がいて、随時ロンドン市内を巡回して浮浪者を探し出し、これをブライドウェルに収容する職務を担つて⁽²⁴⁾いた。市民は乞食や浮浪者をビードルにわたさなければならず、これに違反した場合には三シリング四ペンスの罰金が課された⁽²⁵⁾。

この施設の費用を賄うために、ロンドンの商人は最低二ポンド最高百ポンドにわたる寄附を行ない、その総額は一五四〇ポンドに達したという。またロンドン市外でも募金が行なわれた。エドワード六世自身、ブライドウェル宮殿を提供した他多額の寄附をこの事業に対して行なつてゐる。その後、ブライドウェルの出費を賄うために市民に課された税金の額は、一

五七九年までに毎年二千ポンドになつたといわれる⁽²⁶⁾。

(四) 運用

ブライドウェルは、前述のように、一五五三年のエドワード六世の勅許状によつてその設立がみとめられたのであるが、その後の内乱の影響もあつて、直ちにその事業が開始されたのではない。事業開始の正確な年代は不明確であるが、一五五七年に“Ordnance for the Good of the Hospital”が出版され、またこの年の九月二七日に、ブライドウェルとベツレヘム・ホスピタル (Bethlehem Hospital) とが統合されているところから、この時期以前に事業が開始されていたことにな⁽²⁷⁾る。そして、他方、前に引用したロンドン市の条例が一五五五年に發布されているところから、結局ブライドウェルの事業開始の時機は一五五五年から一五五七年の間とされて⁽²⁸⁾いる。

右記の“Ordnance for the Good of the Hospital”によれば、ビードルはふたりずつ組になつてその担当区域を巡回し、すべての浮浪者と怠け者を逮捕し、ブライドウェルに連行する。ビードルは、たがいに助け合いまた必要に応じて警察官の援助を求めることができた。こうしてロンドン市街の治安の維持につとめたのである。ブライドウェルでは支配人が連行された者を受入れ、二週間に一回会議を開いて、それぞれのケース（多くは小泥棒か浮浪者だつた）を審査した上で、個別的に適当な処分を加えた⁽²⁹⁾。一五七六年のロンドン市の条例（名称不明）によればビードル、警察官の他ロンドン市の各教区から日曜日毎に選ばれた巡視員 (surveyors) が加わり、この三者が協力して浮浪者の探索に當つた。巡視員は、自分の当番の一週間毎晩警察官をたすけて強情な浮浪者の発見につとめ、二週間に一回、ビードル、警察官、教区委員の三者が協力してすべての貧民の家を訪ね、新参者の発見につとめた⁽³⁰⁾。

一五七九年の条例⁽³¹⁾（前出註22）では、浮浪者はブライドウェルに連行されたあと、三つのグループに分類される。まず、病気がなく、ロンドンに籍のない者は、法律 (18 Eliz. I. c. 3.) に従つて管刑に処した後、その定住地に帰す。これに背いて、

再びロンドンに戻り、浮浪者として発見された場合には、法律に従い重罪犯として死刑に処される場合もあつた。次に、病人は聖トマス、または聖バーソロミュー病院に送つて病気を治療し、その後、ブライドウェルに戻して前記の処置をとつた。第三にロンドン市が法律により責任をもつ強情な乞食は、ブライドウェルに收容し、その者の健康を損なわない程度の粗末な食事を給して適当な労働に従事させた。仕事に熟練した浮浪者は、その者の使用を希望する市民のところへ奉公に出されることもあつた。貧民の子供は、原則としてクライスト・ホスピタルに收容されたが、働く能力をもちながら怠けた生活を送る少年は、両親による懲戒やあるいは教区内で適当と考えられる方法でしつけられ、それに従う意志のない者は、ブライドウェルに收容されて訓練された。

このように、ブライドウェルはロンドンの施設として運営され、ロンドン市に属する浮浪者のみはその対象とされた。また、ブライドウェルは、四王立病院のひとつとして他の施設と有機的な関連をもつて運営されていた。さらに、これは浮浪者への労働の賦課、処罰のみではなく、ロンドン市に属する不良少年の矯正施設でもあつた。⁽³²⁾では、ブライドウェルは、どれだけ効果を上げたのか、それを次にみていきたい。

(四) 効果

一五五〇〜七〇年は、ロンドン市において浮浪者に対する鞭打ちが大々的に行なわれた時期に当り、管刑と労働の強制とが浮浪者取締の最大の手段として活用されたのである。⁽³³⁾そして、ブライドウェルはこの二つの手段の実現の場所であつた。レナードによればブライドウェルは英國の古救貧法の要石であつたといわれ、この制度はロンドンから他の地方都市へと伝えられていき、また中央政府にも影響を与えて後の懲治場の制度の基礎となつたのである。⁽³⁴⁾

しかしながら、ブイドルに与えられた警察権の不当な行使から、あやふやな理由でブライドウェルに送致される例や、単純な告訴でしかも適法な令状なしに收容される者の例が当初よりあつたという。これらが単なる管刑を執行するためだけで

なされるブライドウェル送致⁽³⁵⁾の慣例とともに作用して、この施設に牢獄に近い性格を与えることになった。また施設の中で行なわれる作業の質も落ち、親方の制度も名目のみに化する傾向を見せていた。⁽³⁶⁾

ブライドウェルの欠陥については、その創立後三十年前後に、ロンドンの救貧制度の現状を論じた対談の中に興味深い記述が残されている。それによれば、(1)ブライドウェルには、その本来の対象者である浮浪者、乞食、売春婦、すりなどと一緒に、地方から出て来たまじめな失業者が送り込まれていることに批判がむけられている。そして「ブライドウェルという名前が人々の耳には忌わしいものに聞え、それは信用を永久に抹殺してしまう。」「ここは浮浪者や売春婦のための施設である。正直な兵士や奉公人をここに送致しても、ここで学べるのは淫らなことだけである。」とされる。(2)ブライドウェルが賃料百ポンド以上の貸家になり、その本来の対象者のための部屋や設備がなくなつた。高値で売却するために大量の砂を生産している。石灰石が全く荷上げされないのに手数料だけはブライドウェルに支払われている。収容されていた売春婦は、出所の際食事代を懲収されている。罰金の収入で多額の金をため込んでいるはずなので、金がそこになれば管理に不正があるはずだ等の町の風聞が伝えられている。更に(3)ブライドウェルのビードルは、子供や病人や妊婦のことは放つておいて人妻や華美な女ばかり追いかけ、探索して、売春婦のために国の富を浪費している。⁽³⁸⁾(4)ブライドウェルがあるにもかかわらず、町には浮浪者があふれている。また、拷問もさかに行なわれ、一五六一年にカトリック教徒にあてた手紙を配付していた男に対して用いられたのを始めとして、宗教犯、政治犯、外国人等に対してひんばんに拷問が行なわれている。わざわざ他の牢獄から拷問を受けさせるだけの目的でブライドウェルに送致される場合すらあつた。⁽³⁹⁾かくて、ブライドウェルについて「その当初創立者によつてはつきりと考えられていた社会復帰の側面は、ブライドウェルが浮浪者や貧民や市の遊民の拘禁場所として果した役割によつて完全に凌駕されていた。」⁽⁴⁰⁾のである。

このようにみると、ブライドウェルは失敗であつたとかいえないくなるのであるが、これは救貧制度のひとつとして

という限定附のものであることに注意をする必要がある。浮浪者その他の軽罪囚に対しては、ブライドウェルは、当時の牢獄に比べて一段と進んだものであつたといつてよい。ここで、当時の牢獄がいかに悲惨なものであつたのかを知るのには、一五七七年の Black Assize を想い起すだけで充分であらう。⁽⁴¹⁾ この時、牢獄から出廷した被告人の牢疫病のため裁判官、陪審員を始め一般の民衆もふくめ五〇〇人以上の者が死んだといわれる。またこの時代には、英國もふくめヨーロッパ全土に魔女裁判⁽⁴²⁾が盛んに行なわれていたのである。これを考えれば、ブライドウェルの処遇、ひいては笞刑ですら、浮浪者にとつては温情ある扱いだつたのである。⁽⁴³⁾

ブライドウェルもふくめてロンドンの救貧制度が失敗した理由として、レナードはふたつの事情をあげている。⁽⁴⁴⁾ そのひとつは、初期の熱狂が去つた後に、資金面での市民の援助が減少したことであり、その二はその救貧制度の故に、地方の浮浪者がロンドンでの生活を求めてかえつてロンドンに集中したということである。⁽⁴⁵⁾ この二つの理由は、ロンドンの制度が地方的なものであつて国家的なものでなかつた点に求めることができるのである。従つて我々は更に国家的規模でのブライドウェルについてみていかなければならない。

(1) Bridewell という名前は、デンマークの聖人、聖ブライドにちなんだ霊泉のあつた場所の名に由来している。古くは、ここにロンドンで唯一つの教会があつたといわれる。一一世紀頃ここにウィリアム一世が居を構えた。後に、この宮殿の半分はサリスベリーの司教に与えられ、ヘンリー八世はその東半分を宮廷として用いていた。カサリン王妃との離婚問題でローマ法王と係争中、ふたりはここで生活していた。離婚の確定後国王は、宮廷を別の場所に移し、この宮殿を荒れるにまかせたところ。(Copeland, op. cit., pp. 1-9)

(2) 前述前号 48 頁参照。

(3) Leonard, op. cit., pp. 63-64. エドワード六世治下では摂政サマセット公の手により小礼拝堂 (chantry) の解体すら行なわれつた。(Bindoff, op. cit., p. 123)

(4) ロンドンの人口は、ロンドン大補祭 (Archeaon) が一一九九年にローマに報告したところでは約四万人であつた。この数は、一六世紀まではほとんど変動がなかつたが、ヘンリー八世の時代に人口が急激に増えた。修道院の解体直前ロンドンの人口は、約六万、エリザベス一世の即位の時には約九万、そしてエリザベス一世の死亡直後には二万余を数える (W. K. Jordan, Charity of London, 1930, pp. 53-6)。また、今井、前掲書一九

八一九頁によると、ロンドンの人口は、

一三七七年	約三万五千
一五三二—一三五五年	約六万二千
一五六三年	約九万三千
一五八〇年	約一二万三千
一五九三—一五五年	約一五万二千
一六〇五年	約二二万四千

である。

一五五二年にロンドン市民が調査したところでは、救助を要する貧民の数は、

孤兒	三〇〇
病人	二〇〇
子供の多い貧民	三五〇
老人	四〇〇
家産を失つた者	六五〇
怠惰な浮浪者	二六〇

よびてゐる。(Extracts from John Howes' First "Familiar and Friendly Discourse Dialogue Wyse", 1582, R. H. Tawney(ed.,

Tudor Economic Documents Vol. 3, pp. 417-8.)

- (5) エドワード六世は、一五三七年に生れ、一五四七年九歳で即位し、一五五三年一六歳で夭折した。ヘンリー八世は、英国の宗教改革の見通しから、エドワード六世の教育をロックス(Richard Cox)・チーク(John Cheke)・アスカム(Roger Ascham)の三人のプロテスタントにゆたねた。ローマ教会は、エドワード六世を英国王位の正当な承継者と見ていなかった。ロックスは、幼い王子に慈善心を教え込み、毎月一定額を貧民への施与にふりあてるようにさせた。後年、国王になつてから、ヒュー・ラティマー(Hugh Latimer)の影響の下に、エドワード六世は「多数の害悪の改革に関する論説」(Discourse about the Reformation of Many Abuses, 1551)を書き、その中で、国内の病弊を取除く方法として、良い教育、良い法の制定、法の正しい執行などについて浮浪者と怠け者の処罰を上げている。(H. W. Chapman, Last Tudor King, 1938, pp. 31-2, 59-60, 64, 175-6.)

(6) Bindoff, op. cit., pp. 129-131 植村 前掲書一〇六、一三七頁。

(7) Leonard, op. cit., p. 30.

(8) この有名な手紙の内容は、次の通りである。「私は主キリストのためにあなたに対し訴え人にならなければなりません。私はあなたが彼に対し善い人であることを願います。閣下、悲しむべきことです。キリストがもう長い間(あなたも御存知のように)住むところがなくて、ロンドンの町中で飢え、裸で、寒々と野宿して来ました。今、全能の神のおかげで、市民達は彼を元気づけ、食事と飲み物と衣類と火とを彼に与えようとしています。しかし、

聞て、市民は彼と与ふる家を持して居せんと。とてうのは、あるひとりの家に、私はおえて申上げます、ひとし屋根の下に三人の家族を住まわすことが、きつたのです。閣下、フレイムマンという広大な国王陛下の空家がごあります。すばらしいことに、もしキリストが自分のためにそれを獲得してくれる友人を宮中におもてしたならば、それはキリストを住まわせるのほうまく役立つのです。閣下、私は、私の兄弟である市民にあなたの心をうごかすことを約束しました。何とかなれば、あなたは神をおそれる者たに思ふからず。キリストが街路で寐ることをおぼやおこりませぬやうに。」G. Ridley, *Life of Nicholas Ridley*, p. 377. 467. Leonard, op. cit., p. 32, Max Grinnhut, *Penal Reform*, p. 14, Copeland, op. cit., pp. 23-4 Radbruch, op. cit., p. 125, Jordan, op. cit., p. 194, などにも各々引用せられたる。

(6) Copeland, op. cit., pp. 31-35, エルズメレンとは、ノーブラントよりひびり、リドレイの役割をその論文の中で強調して居る。(Dolsperg, op. cit., pp. 94-5.) 註の末尾に掲げた資料も参照。

(7) Tawney(ed.), op. cit., *Tudor Ec. Doc.*, Vol. 2, pp. 303-311, Copeland, op. cit., pp. 39-40 cf., トーニーの示す文書とノーブラントの引用する文書とは題名、内容とも異なる。が、どちらも一五五二年に作成されて居る。ここでは、より完全な形を示しているトーニーの示す文書を用いる。原資料は、T. Bowen, *Extracts from the Records and Count Books of Bridewell* の付録に載せられて居る。

(8) Tawney, op. cit., *Tudor Ec. Doc.*, Vol. 2, p. 307, Leonard, op. cit., pp. 32-33.

(9) Tawney, op. cit., *Tudor Ec. Doc.*, Vol. 2, pp. 307-8.

(10) Copeland op. cit., p. 51.

(11) *Ibid.*, pp. 32-34, 及び日誌は、一五五三年六月十二日、エリザベス一世。(14 Elizabeth 1, c. 14. cf.) の勅許状により、孤児に対して、サライス・セント・トーマス (Christ's Hospital) の病人に対しては、セント・バーソロメウスの病院 (St. Bartholomew's Hospital) とセント・トーマスの病院 (St. Thomas's Hospital) が各々設けられた。リドレイのトーマス (Bridewell Hospital) を加えて四王大病院 (Four Royal Hospitals) と称するものの社会障施設の中枢となつた。(Leonard, op. cit., pp. 26 ff., Copeland, op. cit., pp. 35-38.)

(12) 23 Philip and Mary, c. 5. cf.

(13) Webb, *History*, p. 50, Copeland, op. cit., p. 38. リドレイは、処刑の直前、牢獄内よりトマス・ハインズのやたりの元市長に手紙を送り、これらセント・トーマスの存続について、やたりの扱つた努力に対して感謝の意を表わして居る。(Copeland, op. cit., pp. 25-28.)

(14) Raphael Holinshed, *Chronicles of England, Scotland and Ireland*, 1577.

(15) Copeland, op. cit., pp. 35-6, Webb, *History*, pp. 48-9.

(16) Tawney(ed.), op. cit., *Tudor Ec. Doc.*, Vol. 2, pp. 309-310.

(17) Copeland, op. cit., p. 45.

(18) *Ibid.*, p. 50.

(19) *Ibid.*, pp. 50-51, この註の第一書は、"Orders appointed to be executed in the Cite of London for setting roges and idle

- persons to work and for releefe of the poor", 1579, Common Council of London について Leonard, op. cit., p. 98, note 2, cf.) の表は、その著者 Dolsperg, op. cit., p. 103 に引用されている。
- (73) Tawney(ed.), op. cit., Tudor Ec. Doc. Vol. 2, p. 310.
- (74) Copeland, op. cit., pp. 44-45. コーペランドはこの施設は他の施設と異なる点がある。
- (75) Ibid., p. 48.
- (76) Jordan, op. cit., p. 194, Copeland, op. cit., pp. 28, 34, 113.
- (77) Copeland, op. cit., p. 44.
- (78) Webb, History, p. 50.
- (79) Copeland, op. cit., pp. 44-45.
- (80) Leonard, op. cit., p. 98.
- (81) 同上 Leonard, op. cit., pp. 98-99, について。
- (82) 不良少年の収容の始期をスライスは一五六三年としていて (Slice, op. cit., p. 51.) が、コーペランドによると、既に一五五七年に少年の徒弟という文言が規則の中に見られるという。(Copeland, op. cit., p. 92)
- (83) Aydelotte, op. cit., pp. 67-68.
- (84) Leonard, op. cit., p. 65.
- (85) コーペランドによると、一五五六年一二月にひとりの女性が市長と市参事会員とによつてブライドウェルで管刑の判決を受けた上、改善のためにクライスト・ホスピタルの支配人のもとに送致され、更に「子供を街頭に遺棄したため、ブライドウェルで管刑を受けた」と書いてある紙片を手にもたされ、その台にかけられたという記録が残されている。(Copeland, op. cit., p. 55.)
- (86) Copeland, op. cit., p. 56 ff.
- (87) John Howes' Second "Familiar and Friendly Discourse Dialogue Wyse", 1587, Tawney(ed.), Tudor Ec. Doc. Vol. 3, pp. 421-443. 以下その資料について。
- (88) これは、性道徳維持のため道徳的な罪を罰するために用いられたと思われる。(この疑問に対する対談者の答えは "For punishing mans wyfes and brave dames, there is greate Reason for yt, for synne dothe so abounde in these daies, that yf there were not sharpe and severe punishment vice woude overflowe vertue." となっている。(Ibid., p. 442.) 以下) コーペランドはその実例と題される次のような記録をあげている。即ち、一五五九年六月一六日ある婦人が他の婦人を誘惑して不倫の近にさせようとしたとしてブライドウェルに送致された例、一五六三年六月一九日ブライドウェルに収容され、しかも改悛反省しなかつた不道徳な婦人の髪の毛が切りとられた例、一五七四年四月ある口うるさい婦人に対し、以後口を慎しきなければ鞭を三〇回叩くという警告がなされた例。(Copeland, op. cit., pp. 55-56.)

- (38) Copeland, op. cit., pp. 56-60. 此多數の実例が報告されてゐる。
- (40) Jordan, op. cit., p. 194.
- (41) R. S. E. Hinde, The British Penal System, p. 12. G. Ives, A History of Penal Methods, pp. 14-18.
- (42) Ives, op. cit., pp. 58-76.
- (43) Leonard, op. cit., p. 221.
- (44) Ibid., p. 40.
- (45) 註37に上げた対談の中で、対談者は、ロンドンの悪徳家主が地方からの流入者を高い賃賃で無制限に受入れており、これがロンドン市救貧制度の對象となつてゐることを述べ、ロンドンはイングランドを救うことにはできないと結論づけてゐる。(Tawney(ed.), Tudor Ec. Doc. Vol. 3, p. 421, p. 438.)

四 懲治場の成立と發展

前述のように、ブライドウェルの設立の際の崇高な理想にもかかわらず、実際には、その制度は必ずしも成功はしてゐない。しかし、労働による怠惰の矯正を目的として、もつとも取り扱い困難な浮浪者の一群を対象としたこの制度は為政者の心をとらえ、懲治場 (House of Correction) を制度化する端緒となつたのである。メリー女王の死後、エリザベス一世の治下に入つてから、一五六二年にオックスフォード、一五六四年にサリスベリー、一五六五年にノーリッチ、一五六九年以前にグローススター、一五六九年にイプスウィチ、一五七四年にエィクル、一五七五年にチェスターと、相次いでロンドンのブライドウェルにならつて同様の施設が設けられてゐる⁽¹⁾。その一例であるノーリッチでは、一五七〇年に浮浪者、病人、酔漢の増大に悩んだ結果、貧民に対する給養をよくすること、怠け者を働かせること、浮浪者を処罰すること、強力な乞食を追放すること、貧民に扶助を与えること、青少年を訓練することによつて、何人も乞食をしなすむようにするために市長その他の識者の發案により、貧民のための規則 (Orders for the Poor) が制定された⁽²⁾。この規則の前文は、單なる施しは、かえつて怠惰を助長してゐるところから、これを foolish pity として拒ぞける。そして、大要次のような規則が定められ

ている。

(1) 何人も町中や、説教の場所や、他人の門前や、その他市内のいかなる場所においても乞食をしてはならず、それに違反した者は鞭で六回叩く。⁽³⁾

(2) 何人も乞食に対し個人的に施しをしてはならず、これに違反して施しをした者には罰金を科し、その罰金を貧民の救済に用いる。⁽³⁾

(3) ノルマン (Norman) と呼ばれる建物を作業所 (working place) に定め、そこで男には麦芽を臼で挽かせ、女には糸紡ぎをさせる。⁽³⁾

(4) ここに収容するのは、働く能力がありながら働こうとせず乞食をしている者、主人や夫のいない者、浮浪者、放浪している者であり、これらの者は囚人として二日以上ここに収容して、飲食物を得るために働かせる。⁽⁴⁾

(5) 作業時間は、食事時間、祈りの時間をふくめて午前五時 (冬は午前六時) から午後七時までとする。⁽⁵⁾

(6) このブライドウェル (Bridewel) に送致するのは、市長等の発する令状にもとづき、労働を拒否する者は支配人 (warden) の裁量で鞭で叩く。⁽⁵⁾

(7) このブライドウェルの所長は、市長が兼ねる。また四人の市参事会員が、各々管轄地域を定めて市内の貧民の状況を把握するための委員会を構成する。⁽⁶⁾

(8) ブライドウェルには、二人の支配人をおく。支配人は施設の諸設備、備品、食糧、燃料等を責任をもつて管理する。⁽⁷⁾

(9) ブライドウェルには、看守 (baillie) が家族とともに住込み、支配人の下で設備等に責任をもち、囚人をきめられた時間内労働させるようにし、また別の役人に市内を巡回させてブライドウェルに適した浮浪者を逮捕して、市長のもとに連行させる。⁽⁸⁾

(10) 市内の各区域の執事 (deacon) のもとに看守は出向いていつて、市への新入者を調べて市長のもとに連行した上、彼らが前に住んでいた場所に送り帰す。また同様にして、だらしない者をブライドウェルに連行して処罰する権限も看守に与えらる。⁽⁹⁾

(11) 更に、市内の各区域の貧民の児童、怠惰な女の教育と世話に当る者として select woman が任命される。select woman は、自分の担当する児童や女などがブライドウェルにおいて定められているのと同じ時間内仕事や勉強をするのを監督し、怠けている者に対しては、きびしくこれをこらしめることができる。⁽¹⁰⁾

このノーリッチの制度で、作業場がブライドウェルと呼ばれていることは、ロンドンの施設からの影響の大きさを物語っている。また、select woman の制度は、ロンドンには見られなかつたものであり、現代的に言えば保護司或いは児童委員ともいふべきもので、犯罪防止を直接目的とした社会内処遇の最も古い形態といつてよいかもされない。

これら地方的な救貧制度の発展は、やがて全国的な規模での立法を要求するようになる。一五七一年の議会において、ノリス (Sir Francis Knollys) は、各県がロンドンにならつてブライドウェルを設けるべきことを主張している。⁽¹¹⁾ こうして、ロンドンの特有の施設であつたブライドウェルは議会の討議に影響を与え、全国的にひとつのモデルとして示されることになつたのである。しかし、その翌年制定された浮浪者取締法 (14 Eliz. I. c. 5) は、この施設については一切規定せず、浮浪者に対するきびしい処罰を定めたとどまつた。そのきびしさは、一五四七年の法律 (1 Edward VI. c. 3) につぐものといわれ、浮浪罪の初犯者に対しては笞刑の後右耳に烙印を押し、再犯は二年間その者を働かせるといふ保証人がなければ重罪とし、三犯は死刑というのであつた。⁽¹²⁾ そして、この法律の制定の過程で討議の中心となつたのは浮浪者の定義であつた。⁽¹³⁾ 法律はそれを次のように定義している。(1) 女王の權威によらずに国内を歩きまわる代訴人、免罪符売り、(2) 巧妙な術や不法なゲームを用いたり、人相見、手相見などのにせ学問の知識のあるふりをしたりして人を欺して歩きまわる怠け者、(3) 丈夫な

労働できる体をしている者で土地をもたず、主人にも仕えず、正業につこうとしない者、(4)領主やその他の有力者に所属しない剣術使い、役者、歌手などの芸人、(5)行商人、鋳掛屋、手品師など、(6)定められた賃金で働こうとしない五体健全な労働者、(7)大学の許可をもたないオックスフォード、ケンブリッジの学者、(8)許可なしに出獄手数料を乞食している出獄者、(9)パスポートの偽造者、(10)海難をよそおう船員、これらが浮浪者と定義される。この定義は、前出の一五三六年の救貧法案中の浮浪者の定義と非常によく似ている。この法律は、また、老齢の、無能力の、貧しい者は、浮浪や乞食をしないように自分達の定住すべき場所を国内のどこかに定めなければならないことを定めている。

次いで、一五七六年にエリザベス治下の浮浪者取締法は第二の形をとる。この年に制定された法律 (18 Eliz. I. c. 3.) に初めて懲治監の規定があらわれるのである。その第五条によると、国内の各県の首都に、治安判事は適当な建物を懲治場として用意し、その場所に労働と懲治のための各種の道具を用意すること及びここには各町村で用意された作業に従事することを拒否して乞食行為又は怠惰な生活をしている者、どこかの教区にも居住したことない者、浮浪者として捕えられ、処罰された者で、その生地又は過去三年間の居住地の不明確なためもしくははその他の理由でその県に居住すべき者が送致されることと定められている。この法律は、前にあげた法律 (14 Eliz. I. c. 5.) の改正法として成立しているため、浮浪者の定義は前の法律の定義をそのままうけついでいる。

浮浪者を労働させ、処罰する点において、この懲治場はロンドン・ブライドウェルが国家的規模で採用されたことを意味する。しかしこの規定から判るように、懲治場の目的はそれ以上には出ず、ロンドンあるいはノーリッチに見られたような不良青少年の教育についてはまったくふれられていない。逆に、この法律にもとづき、ロンドン・ブライドウェルは国法上懲治場としての位置づけをもつにいたり、ロンドン市条例にみられる、貧者に宿所を提供するとの趣旨は消滅したともいえるのである。

この法律に従い、一五七六年にボドミン、一五七七年にプリストル、ワーセスター、エクゼター、一五七八年にウィンチエスター、デバイズ、一五八一年にプリムス、一五八三年にケント、一五八四年にライセスター、一五八六年にヨーク、ベリ、一五八九年にエセックス、一五九〇年にレディング、一五九五年にコベントリーと各地に懲治場が設けられている。これらは、ウェップ⁽¹⁴⁾、レナード⁽¹⁵⁾、スライスらの著作にその名を挙げられているものを列挙したのであるが、この他に、更に多くの懲治場が存したことは充分に考えられることである。これらはいずれも 14 Eliz. I. c. 5, 18 Eliz. I. c. 3. などの法律によりつつ、各地方の必要に応じて設立されたものであり、その機能には相異なるものがあつた。以上列挙したものうち、比較的内容のはつきりしているものについて、その目的、対象者などについて比較を試みておきたい。

これらのうち対象者のはつきりしているのは、ロンドン、オックスフォード、サリスベリー、ノーリッチ、イプスウィチ、チェスター、ワーセスター、デバイズ、ヨーク、レディング、ベリーの各懲治場である。ロンドン、ノーリッチについては前にふれたので、その他について述べる、オックスフォード⁽¹⁷⁾では、一五六二年に聖メリー・コレッチが一〇人の貧民の子弟を勉強させ、一〇人の貧民を働かせるためにオックスフォード市に譲渡されている。そしてこの施設は、後にブライドウェルと呼ばれるようになった。サリスベリー⁽¹⁸⁾では、一五六四年に怠け者を働かせ、働く能力のある者が町を乞食してまわらぬようにするため一軒の家が用意された。そして、一五九七年に性的に不道徳な人で改心しなかつた者が、すべてブライドウェルに送られ処罰されたとの記録がある。イプスウィチ⁽¹⁹⁾では、一五六九年にドミニコ会の修道院の古い建物が貧民のための施設となり、クライスト・ホスピタルと呼ばれた。ここでは、ガイダー (Gaider) と呼ばれる人が貧民の世話をした。一五九七年に、こゝには労働を強制され、懲治される者と同時に援助を要するだけの者も収容されていた。チェスター⁽²⁰⁾では、一五七五年に貧民を働かせるために寄金が募集され、懲治場が建設された。ワーセスター⁽²¹⁾では、一五七七年に貧民を働かせるために、懲治場の設立が命じられた。デバイズ⁽²²⁾では、一五七八年に四季裁判所が懲治場設立のための寄金の募集を決定した。

ヨーク⁽²³⁾では、一五八六年に労働意欲のない貧民を懲治場に收容し、ここには水車、足枷、首枷が用意された。ここには、浮浪者の他、瀆神者(？)、酔漢、神を罵る者が收容され、子供達には糸紡ぎが教えられた。レディング⁽²⁴⁾では一五九〇年にホスピタルと呼ばれていた建物を、貧者に仕事を与え、怠け者を働かせ、浮浪者を処罰するため懲治場に転用した。エセック⁽²⁵⁾スでは、一五八九年に浮浪者の就労と処罰のために懲治場を設立することを四季裁判所が決定した。ベリー⁽²⁶⁾では、一五八九年に四季裁判所が浮浪者、怠け者の処罰と鎮庄のために懲治場を設立した。これらの施設で、設立年代が一五七六年以前、つまり 18. Elix. I. c. 3. 制定以前のものは、貧民の收容、就労施設のニュアンスが濃く、ロンドン、ノーリッチは別として、オックスフォード、サリスベリーなどは、むしろ貧民のためのホスピタルとなつてゐる。そして、一五七六年以後のものでは、端的に浮浪者、怠け者を働かすという趣旨が強く出ており、名称も懲治場とされている場合が多い。⁽²⁷⁾また初めホスピタルとして設立されたものが、上記の法律を境に懲治場に変つた例もある。⁽²⁸⁾さらに、ウィンチェスターでは、スリ、だらしない行為、重罪以外の犯罪などを行なつた者も懲治場に收容されている。⁽²⁹⁾

処遇方法としては、まず労働につかせることであり、男子は力仕事、麦芽を挽いたり、粉をひいたりという作業に従事させられ、女子は糸紡ぎや羊毛を梳く作業に従事させられていた。その他、浮浪者の懲罰手段として鞭打ちが多くの施設で行なわれ、また拷問道具も揃えられていた。

施設の管理主体は、旧い施設にあつては市当局である場合がみられるのに対して、一五七六年以降は、法律の定めに従つて、治安判事とその四季法廷においてその設立を決定し、その運用にも責任をもつようになつてゐる。例えばベリーの場⁽³⁰⁾合、一五八九年五月三一日に、四季法廷が、浮浪者と怠け者 (rogue, vagabond, idle, loitering and lewd person) の処罰と鎮庄のための条例を設け、懲治場を設立している。ここでは、收容者全員が午前四時(冬は午前五時)から午後七時まで働かされ、強情な浮浪者に対しては、鞭十二、貞淑でない、非キリスト教的言動をなす者には、鞭三の懲罰が科されたといわれ

(31) またデバイズでは、ウィルトンシャーの四季法廷が懲治場設立のための募金を決め、エセックスでも、四季法廷が懲治場の設立と運営とについて決定をしている。(33)

このような状況の下に、英国の救貧制度を一八三四年まで支えて来たといわれる一五九七〇八年の諸法律 (39 Eliz. I. c. 1-5) が制定される。この中で初めて、浮浪者取締法と救貧法とが分離する。そして、貧民に対しては、公の費用による扶助、作業場 (Workhouse) での施設保護、貧民監督官 (Overseers of the Poor) による保護等を救貧法によつて定める一方、それとは別に、浮浪者取締法 (39 Eliz. I. c. 4) により、怠け者や浮浪者に対する処分を定めている。

この法律の制定前、英国の社会は、以前からのエンクロージャー、一五九二年の疫病の流行、天候不順による相次ぐ凶作とそれにもとづく穀物を中心とする物価の騰貴などによつて大きな社会不安に見舞われ、地方的には暴動の危険が発生していた。(34) しかも一五八八年のスペイン海軍との海戦はスペインの無敵艦隊の敗北に終り、英国の威信は上つたものの、戦争帰りの退役兵士が巷にあふれる状態になつていた。(35) これらによる社会的混乱の中で、時の識者達は治安の回復を図る手段を求めており、それが一五九七年の議会における数多くの提案になつてあらわれた。そして、トマス・セシル (Thomas Cecil)、ウィリアム・セシル (William Cecil)、エドワード・コウク (Edward Coke)、フランシス・ベーコン (Francis Bacon) の三時の一流の政治家等による委員会の二ヶ月に及ぶ審議の末に、救貧法、浮浪者取締法は成案を得、立法されたのである。(36)

この法律は、まず各県や市の治安判事などが懲治場を設立すべきことを定めている。しかし、その内容については直接ふれることなく、懲治場の維持、管理と懲治場に送致された犯罪者の矯正と処罰のための命令を治安判事が発することができるところをうたつている。これは、前出の 18 Eliz. I. c. 3. の規定によつて設けられたものをそのまま引きついでいるものといつてよいであろう。次いで、この法律は、対象となる浮浪者の定義を次のように示している。(37) (1) 自ら学者と称して乞食をして歩きまわる者、(2) 海難をよそおつて国内を乞食して歩きまわる者、(3) 国内を乞食して歩きまわつたり、或いは偽計、

不法なゲームや遊戯を用いたり、人相術、手相術その他の術の知識があると自称したり、運命や幸運やその他の想像を述べることができふりをしてたりして国内を歩きまわるすべての怠け者、(4)牢獄、監獄、施設のための庶務担当修道士、代訴人、特許収集人、集金人 (Proctor, Procurator, Patent gatherer, Collector) である者及びそれと自称する者、(5)すべての剣術使、Bearward、役者、狂言役者、吟遊詩人 (貴族等に仕えている者を除く)、(6)いかげ屋、行人、(7)肉体的には能力がありながらうろついている者、労働者でありながらうろついている、自分の居住していた所で一般に定められている合理的な賃金で働くことを拒否して、しかもそれ以外に自分を養うだけの所有のない者、(8)牢獄から釈放された者で、牢獄手数料を乞食していたり或いは他の目的で乞食している者、(9)火事その他の災難での損失をよそおつて乞食している者、(10)重罪犯人ではないが、うろつきまわっている者およびジプシーをよそおつたり、ジプシーの習慣、服装、態度をして歩きまわっている偽ジプシー、これらの者が捕えられたとき、すべて浮浪者 (Rogue, Vagabond, Sturdy Beggar) と判決され、この法律に定める刑罰を受けるものと定められている。

刑罰については、次のように定められている、これらの者は上半身を裸にされて公開の場で鞭打たれた上、⁽³⁸⁾ 出生地等の教区に帰され、労働につかされるが、出生地等の知れない者は、笞刑の執行を受けた教区に来る直前に、彼の通過した教区に一番近い懲治場に収容され、労働につかされる。更に、上記の笞刑執行後の浮浪者がその地域の人民に危険な場合、その浮浪者は懲治場または牢獄に送致され、四季裁判所の決定によつて国外に追放される。これらの者が帰国した場合には、死刑に処される。懲治場送致は、浮浪者に対する刑罰であると同時に、保安処分でもあつたことが判る。懲治場には、また、救⁽⁴⁹⁾ 貧法 (39 Eliz. I. c. 3.) によつて、すべての乞食が浮浪者と定義されたことにより、乞食と、各教区において提供された労働の機会を拒否した貧民とが送致され、労働を強制された。

この浮浪者取締法は、結局、それ以前にエリザベス治下の英国が国内の社会問題と取り組み、それに対して採つた解決策

の総括であつたといつてよい。ヘンリー八世の時代に始まつた浮浪者取締、それ以前より始まつていた貧民乞食に対する援助と取締、ブライドウェルに始まる懲治場の設立、それら先人の知恵がエリザベス一世治世第三九年の一連の法律、就中、その第三、第四章に結集されたものといえるのである⁽⁴¹⁾。

懲治場その他の施設に関する 39 Eliz. I. c. 5. は、懲治場の設立、法人格、訴訟能力等について定め、これに法律的な基礎を与えた。しかしこの法律では、懲治場などの施設は、個人の意思で設立されるものであり、まだ多分に任意性を存していた。そのため、浮浪者などの取扱いに地方差を生じ、それが浮浪者対策として 39 Eliz. I. c. 4. がよい効果を上げていないひとつの理由として意識されていた。一六〇九年の法律⁽⁴²⁾ (7 Jac. I. c. 4.) の前文は、「懲治場が法の意図したようには建設されず、また右法律が正しくかつきびしく法の命ずるようには執行されなかつたために、それらの法律は期待されたようによい効果を上げていない」と述べ、懲治場の不足を浮浪者取締法の効果の上らない理由のひとつにあげている。この前文に注釈を加えて、コウク (Edward Coke) は「治安判事及びその他の役人が熱心であつたときには、⁽⁴³⁾ イングランドのどこにも浮浪者はみられなかつたが、彼らが生ぬるく、小心になつたとき、再び浮浪者があふれて来た。」と述べている⁽⁴⁴⁾。

この法律は、イングランドとウェールズのすべての県に懲治場を一六一一年のミカエルマス (九月二九日) 以前に設立すべきことを定め、この時までには懲治場を設立せず、製粉機、ろくろ、毛すき道具等を揃えなかつた治安判事に五ポンドの罰金を科し、その半金は告訴人に、残りの半金は懲治場の設立と諸道具の準備の費用にあてることとしている。こうして、懲治場はそのすぐれた過去の実績をもとに、イングランド、ウェールズの全土に拡大されたのである⁽⁴⁵⁾。

一方浮浪者については、39 Eliz. I. c. 4. の効力を継続する法律 (1 Jac. I. c. 7.) により、前述の浮浪者と定義される者に加えて、39 Eliz. I. c. 4. では除外されていた草刈人をよそおつて浮浪する者が増えていたため、その除外例を廃し、また同法で国外追放を命ぜられた浮浪者がひそかに帰国するところから、それらの浮浪者の発見を容易にするため、とくに危険な

浮浪者については、それを *incorrigible rogue* として、その左肩に R の烙印を押して各々の教区で労働につかせることとし、その者が再度浮浪中を発見された場合には、死刑が定められた。

コウクは、その著書の中で当時の懲治場に関する法律の註釈を残しているが、それによると、⁽⁴⁶⁾まず懲治場は貧民を労働に就かせる場所と定義されている。その目的は、収容者を拘禁し、労働させ、懲治するところにあるとされる。ここに収容される者は、治安判事の令状によつてここに送致された上記の浮浪者及び放浪している者、怠け者、だらしない者である。そして、これらに該当する者であれば、仮にその者が合法的な生活手段を持つていても、裁判官はその者を懲治場に送致することが出来る。更に、私生児を出産することによつて教区に余分な負担をかけた女、扶養すべき子供を持ちながら扶養を怠り、家族を見捨てて教区から逃げ出しまたは逃げ出すおそれのある男女も懲治場に送致されることとされている。これらのうち、怠け者、だらしない者などが具体的に何を指すか明らかではないが、別の箇所では、少なくとも年二回治安判事は会議を開き、これらの者を含めて浮浪者狩りを実施すべきことを定める一方、各地方で混乱の起きた時には、これらの者が確実に拘禁するために懲治場の長に最大限の注意を払うことが求められていることからみて、これらの中には、反政府分子が含まれていることは明らかだと考えられる。

治安判事は、懲治場の最終責任者であるが、実際の運営のためには所長が任命される。所長は収容者を働かせ、鞭や枷で懲罰を科す権限をもつ。所長は、また、収容者の現状を把握し、四季法廷の治安判事に報告をせねばならない。収容者は、自らの生活費を自らの労働で獲得するものとされ、地域の負担になつてはならぬものとされる。懲治場には内規を定める必要があり、その中には、神への毎日の祈り「主人や兄弟達が怠けないで彼らに適した仕事に励むように」を必ず定めなければならない。コウクは、英国国教の強い支持者であつたといわれており、この註釈は、或いはコウクの宗教的立場を示しているものともとることが出来る。

コウクは前述のように一五九七年の一連のエリザベス救貧法・浮浪者取締法等の社会立法の審議をした委員会の委員のひとりでもあり、懲治場を高く評価していた。そして、ウェップ、スライス等の引用する有名なことは "few or none are committed to the common gaole amongst so many malefactors, but they come out worse than they went in. And few are committed to the house of correction, or working house, but they come out better." ⁽⁴⁸⁾ を残してゐる。コウクにとつて当時の社会の状態がどのように映つていたかは判らないが、多くの若者が怠惰な生活を送るうちに悪の道にまつていくのを憂慮していたことは間違ひなく、それを防ぐためには、何としてもそれらの者に労働を強制する必要があると感じ、浮浪者立法の正しい執行を望んでいたのである。コウクが注釈を残したこの法律について、レナードは、浮浪者や怠け者を働かせるためのものとして、懲治場を規定し、働く意志のある貧民をその対象から除いておくとし、ここに懲治場と牢獄との混同の端緒があつたのではないかと推測している。⁽⁴⁹⁾ レナードのこの推測が正しいとすれば、コウクの上記の指摘は大変皮肉なものとならざるを得ない。いずれにせよ、昇りつめたものは下るしかない。懲治場はやがて衰亡の途をたどることになるのであるが、その前に最盛期の懲治場の機能を概観しておきたい。

その第一は、怠け者と浮浪者の処罰である。ロンドン・ブライドウェルを初めとして、懲治場の主要な対象者は浮浪者と怠け者あるいはだらしのない者であつた。初期には頑丈な体をもちながら働く意志のない貧民或いは乞食と呼ばれていたグループである。これらの中には、定められた報酬で働こうとしない労働者、売春婦、行商人、偽僧侶、不品行な女、私生児を生んだ女、家族の扶養をしない者、反政府言動をなす者、英国国教に反対するカトリックの僧侶等がふくまれる。これらに対し労働の強制と笞刑⁽⁵⁰⁾によつてその悪性を懲治する機能を懲治場はいとなんでいた。第二に、コウクがその著書の中でふれているように⁽⁵¹⁾懲治場には貧民に労働の機会を与えるという一種の失業救済機関の性格があつた。これは特に初期の懲治場に多く見られたものであるが、後年 39 Eliz. I. c. 3. によつて作業場の制度が採り入れられ、ここで失業救済が行なわれ

るようになってからも、作業場と懲治場とは併設される場合がみられ、同一の建物に同時に存在した場合もあつた。⁽⁵²⁾ 第三に、懲治場は（不良）少年に対する職業教育機関であつた。当時の少年の教育は職業教育が中心で、親は自分の子供をよい主人の下に相応の費用を払つて徒弟奉公に出すことが行なわれていた。しかし、貧民の子弟は費用の負担の面で劣位に立ち、これらの者は各市町村の責任で徒弟に出されていた。これと並んでブライドウェルや作業場の中で、孤児やその他の者で貧民監督官の手で送致されて来た者に対する様々な仕事の訓練がなされている。⁽⁵³⁾ ロンドン・ブライドウェルの親方 (artmaster) の制度はそのひとつである。それだけでなく、一般の親や親方の手におえない子供や徒弟が親や親方の手で治安判事の許可のもとに懲治場に収容される場合もあつた。

こうして懲治場は、身体的欠陥や疾病を原因としない他の問題に悩むすべての者に対して収容保護の機会を提供し、その種収容施設の原始的形態を示しているように思われる。つまり、近代の意味での自由刑の執行場所としての刑務所、保安拘禁施設、養護施設、教護院等の施設が、それぞれの特殊性が強調されずに、とにかく社会的に何らかの問題のある者をひとつにまとめてその問題の解決を計つていこうとするところに、懲治場の当初の、そして最も成功した時期の姿があつたように思われる。⁽⁵⁴⁾ このことは、しかし、その後、特殊な問題を持つ者には、特殊な施設が整備されることになつて、孤児には孤児院、貧民には作業場、更には救貧院等が設けられていつた時、懲治場のもつそれらの側面は失われ、浮浪者に対する拘禁施設の面が強調されて来るのである。そして、これがこの後に述べる懲治場制度の衰亡につながつていくのである。

(1) Slice, op. cit., pp. 52—53.

(2) Tawney(ed.), Tudor Ec. Doc. Vol. 2, pp. 316, 326. 4445 Leonard, op. cit., pp. 311-315. App. III. 27 ノーリッチ (Norwich) 1571年五月三日に発せられた Orders for the Poor が各々のせられた。前者には前文と由来とを省略し Orders for the Poor の全文がのせられた。後者は「前文と由来とを省略し」、「Orders for the Poor」、「For the bailie of Bridewell」、「Orders for children and others in wardes」、「Orders for the deacons」を収めてゐる。以下の記述は、この双方に基づいてゐる。

(3) Leonard, op. cit., p. 312.

- (4) Ibid., p. 312. 原文は "Suche as be habbe to worke and daiele notwithstandinge wyll not worke but rather begge, or be without master or husbonde, or ellis be vacabowndes or loyterers." である。
- (5) Ibid., p. 312.
- (6) Tawney(ed.), Tudor Ec. Doc. Vol. 2, p. 320.
- (7) Ibid., pp. 321-322.
- (8) Leonard, op. cit., pp. 312-313.
- (9) Ibid., p. 313.
- (10) Ibid., pp. 313-314.
- (11) Ibid., p. 69.
- (12) Ibid., p. 70. 14 Eliz. I. c. 5. § 2. 1111¹ 條は "一 臣民は若し人々を乞食に爲すに欲する時は、先づ該人等が (Aydellotte, op. cit., p. 54.)
- (13) Leonard, op. cit., pp. 69-70.
- (14) Webb, History, p. 57.
- (15) Leonard, op. cit., pp. 111-114.
- (16) Slice, op. cit., pp. 56-57.
- (17) Ibid., p. 52, note 26.
- (18) Ibid., p. 53, note 27.
- (19) Ibid., p. 53, note 30. Leonard, op. cit., p. 113.
- (20) Slice, op. cit., p. 53, note 32.
- (21) Ibid., p. 56, note 41.
- (22) Ibid., p. 56, note 44.
- (23) Ibid., p. 57, note 48. Leonard, op. cit., pp. 111, 114.
- (24) Slice, op. cit., p. 57, note 50. Leonard, op. cit., p. 113.
- (25) Tawney(ed.), Tudor Ec. Doc. Vol. 2, p. 362.
- (26) Webb, History, p. 57, Dolspereg, op. cit., pp. 118-120.
- (27) 本館の "スライス" の辞書に "スライス" として載せられている。
- (28) 本館の "スライス" の辞書に "スライス" として載せられている。
- (29) Slice, op. cit., p. 63.

- (36) Dorsperg, op. cit., pp. 124-125.
- (37) *Ibid.*, pp. 122-123, Leonard, op. cit., p. 114.
- (38) Slice, op. cit., p. 56, note 44.
- (39) 前出註8
- (40) Bindolf, op. cit., pp. 283-284.
- (41) Aydelotte, op. cit., p. 72.
- (42) Webb, History, p. 63, Leonard, op. cit., pp. 74-76. 同時代人ヘクスト(Hext)は、自分の治安判事としての経験から「私はいろいろな疑わしい放浪している人物を懲治場に送つたが、彼らは一様に涙を流して私にむしる牢獄に送つてくれと懇願したものだ。私がそれを拒むと、彼らのあつ者は、労働を強制される懲治場で送致されないように、運まかせて私に重罪を自白した。」と述べ、懲治場の威嚇的効果を評価してゐる。(Aydelotte, op. cit., p. 167 ff.)
- (43) この定義は 14 Eliz. I. c. 5. の掲げる定義と実質的にはほとんど変化がない。エルトンによるこの定義は前出の救貧法案の定義(前出前号47頁以下)を用いたものである。(Eltton, op. cit., The Ec. Hist. Review p. 63.)
- (44) 答刑は、35 Eliz. I. c. 7. 及び 22 Henry III. c. 12. の復活として行なわれるようになった。(Leonard, op. cit., p. 73.)
- (45) この法律は、後 43 Eliz. I. c. 2. によつて部分的に修正されてゐる。
- (46) この法律に従ひ、一五九八年にリバプール、デボン、ウイルトシャー、一六〇一年にノッティンガム、一六〇〇年にイルチェスター、タウントン、マービーに各々懲治場が設立されてゐる。(Slice, op. cit., pp. 52-60.)
- (47) この法律も、また、社会的混乱を防止するためのものであつたように思われる。即ち、一六〇三年に疫病が流行し、一六〇七年にはエンタローシャード及びヘンサンブタンその他に騒乱が起り、一六〇八年は凶作であつた。(Leonard, op. cit., p. 144.)
- (48) 救貧法の執行とて浮浪の防止の措置は、治安判事の活動に大きく依存してゐた。(Leonard, op. cit., p. 166 ff. cf.)
- (49) Edward Coke, Institutes, 2nd pt., p. 729.
- (50) インタランド、ウーレンズのほほ全土に懲治場が設立されたのは、一六三五年頃までである。(Leonard, op. cit., p. 228.)
- (51) 39 Eliz. I. c. 5. concerning the Erection of Hospitals and Houses of Correction, 及び 7 Jac. I. c. 4. concerning Houses of Correction and the Government of them.
- (52) 以上 Coke, op. cit., pp. 720-735. 以下参照。
- (53) *Ibid.*, p. 734.
- (54) Leonard, op. cit., p. 137.
- (55) ブライドウェルの答刑の執行場所は、一六三九年には、裁判室の向ひにある大きな部屋で、周囲の壁は全面真黒に塗られ、中央に答刑柱(Whipping post)が一本だけ立つてゐた。そして一七〇三年の記録では、答刑の執行を受ける者は、Master of tribunal の命令によつて腰から上を裸にせられ

“Knock, good Sir Roger, Knock!” と叫ぶのは Master が手こたえた鞭を振り下して中止の合図をするまで鞭で打たれたと云う。(Copeland, op. cit., pp. 67, 75.)

(15) Coke, op. cit., p. 723. Leonard, op. cit., pp. 227-229.

(16) Leonard, op. cit., p. 226 ff. Sidney Webb, English Prisons under Local Government (以下 Prison と略す) p. 17 note. 3. 作業場は、教区 (parochial) の施設。懲治場は市又は県 (municipal or county undertaking) の施設であった。

(17) Leonard, op. cit., pp. 217-218.

(18) ベイコン (Francis Bacon) は、このようなものとしての懲治場がもつとも望ましいと考えていたと云う。(Webb, History, p. 219.) 従つてこれはまた、後の作業場の原型でもあつた。ウェップは「あらゆる種類の貧民を受け入れるかかる施設——広い地域にわたつて散在していた村落の救貧院 (village poor house) あるが、ロンドン市のブライドウェル——は、一七一一八世紀の様々な作業場の発達の源となつた根元的なものであつた。」と述べてゐる。(Do., p. 218.)

五 懲治場の衰亡

レナードによれば、英国の古救貧制度がもつとも効果を上げていたのは、チャールス一世の時代であつたといふ⁽¹⁾。その当時の枢密院と地方の治安判事との協力がその成功をもたらしたのである⁽²⁾。このことは、治安判事によつて救貧法と密接な關係をもつて運営されていた懲治場にもそのままあてはまる。しかし、その後のピューリタンによる内乱、クロムウェルの共和制、王制復古の時代を通して救貧法とともに懲治場は急速にその機能を失つていく⁽³⁾。この過程を、本章では浮浪者処遇方法の変化、作業場の発展、懲治場と牢獄の混同と腐敗、独居拘禁の原則の展開の四点に分けてみていくこととする。

(一) 浮浪者⁽⁵⁾処遇方法の変化

前記の一六〇九年の法律 (7 Jac. I. c. 4) は、治安判事が自分の管轄地域内で他の役人の協力を得て浮浪者狩りを行ない、浮浪者を処分することを求めている。この狩り込みはこの時代には各地で行なわれ、浮浪者は管刑その他の処分⁽⁴⁾に付されていた。しかし全体としては充分に行なわれず、後の時代になると、むしろ逆に trading justice と称される、手数料稼ぎのた

めの出鱈目な狩り込みがなされた例や無際限ともいえる自己の権限を用いて治安判事が個人的偏見や党派的利益に合わせて好ましくない人物を怠け者として逮捕した例がみられるようになった。また一六六二年には市民が浮浪者の逮捕を自発的にするように報償金の制度が採用されたが、これは予算面で町村を圧迫し、他方報償金目当てに役人と浮浪者がグルになつて金を山分けしたり、役人は報償金のために逮捕するものとして市民の反感を買うなど法の意図とは違つた結果を生み出すにいたつた。⁽⁶⁾

ひとたび浮浪者が逮捕されれば、治安判事は法に従つてその浮浪者に笞刑を科すか、公判の日まで投獄するか、懲治場に送致するかの権限をもつていた。特に笞刑は、或いは浮浪行為に対する威嚇作用をもつものとして、或いは悲惨な牢獄生活を避けるための恩情的な一手段として、一八世紀初頭まで行なわれて来た。しかし、一八世紀に入ると一般の治安判事にとつて、単なる怠惰や乞食行為は犯罪とはみられなくなり、また人道的な治安判事の目には腰から上を裸にして鞭打つ笞刑の古い執行方法は野蛮なものと映るようになった。⁽⁷⁾

一方、懲治場についても、後に述べるように、牢獄との混同が行なわれるようになり、その中での收容者の生活は悲惨を極めるようになった。治安判事によつては、懲治場送致より笞刑を運ぶ場合さえ出て来た。そして、これも一八世紀には単なる浮浪者に対する処分としては用いられなくなつた。治安判事は憐れむべき悪者を法の文言通りに笞刑にしたり、投獄したりする非人道的な刑に嫌気がさして来たのである。⁽⁸⁾

こうして浮浪者に対する刑罰は行なわれなくなり、それにかえて浮浪者を陸軍或いは海軍に入れることが行なわれるようになった。一七五六年の七年戦争、一七七六年のアメリカ独立戦争等の際に、各々兵隊を集めるための浮浪者狩りが行なわれている。⁽⁹⁾ またレナードによると一七世紀初めにはロンドン・ブライドウェルの活動のひとつとして浮浪者を新大陸(Virginia)に移民に出すことが始まつてゐる。一六一七、一六一九、一六二二、一六三五、一六三九の各年代に、各々相当

数の浮浪者がブライドウェルを経由して新大陸に送られており、その子孫がアメリカ合衆国の有力者として活躍しているといふ⁽¹⁰⁾。

管刑や懲治場送致が行なわれなくなつて後、浮浪者に対して採られた他の方法のひとつは、警告を与えて追放するという方法であつた。浮浪者に対して何らかの措置をとることは、その地域の財政を圧迫することになるため、それを避ける意味もふくめて、逮捕、処罰を単なる威嚇手段に止めて浮浪者を教区外に追放したのである。更に、第二の方法は、浮浪者をその出生地にむけて自分の教区内を単に通らせてやる方式である。この方法は、一五世紀頃から兵役を満了した兵隊、牢獄から釈放された者等が、各々の出身地に帰るまでその通過する教区で行なわれていた。これが処罰を受け終つた浮浪者にも適用され、その際、処罰を執行した教区の役人が出身地の教区まで同行することになつており、その費用を通過した各教区が分担する慣例があつた。この慣例が悪用されて、公費で貧民が各地を旅行するという弊害が生じた。これをあらためるため、この方法をとるのは処罰の後に限るといふ法律 (13 Anne, c. 26) すら出されたが、これを守る治安判事はいなかつたといわれる⁽¹¹⁾。「結局通常の場合、治安判事は、管刑も命じず、金のかかる懲治場送りも命じず、単に警察官に浮浪者を隣りの教区に通してやれと命じるのが常のこととなつてしまつた」⁽¹²⁾のである。

(二) 作業場⁽¹³⁾ (Workhouse) の発展

次にふれなければならないのは、作業場の発展である。一般に、慈善施設は、懲治場もふくめて 39 Eliz. I. c. 5.によつてその設立が法的に認められており、作業場は、懲治場が県の施設とされたのに対し、教区の施設として存続して来たものだつた。作業場は、沿革的には、無能力の貧民や身体障害者等を収容していた救貧院の流れをくんでいるが、これらがもつばら収容のみを目的としたのに対し、収容者に対し労働させる点に特色をもつていた。作業所はいわば救貧院と懲治場の中間的な性格をもつた施設とみることができるのである。

しかし、我々がすでにみて来たように、ロンドン・ブライドウェルの初期の目的は、浮浪者の処罰と貧民の労働とであり、チューダー時代においては、懲治場の観念と作業場の観念とは混在していたことが知られる⁽¹⁴⁾。そして実際に、初期の懲治場は、作業場と区別できないものが多く、オックスフォードなどでは懲治場に作業場が付設されていた。更に、コウクは前述のように、この両者をまつたく同一視しており⁽¹⁵⁾、ベイコンも懲治場を混合施設 (mixed hospital) と規定し、ここでは無能力の貧民が救済を受け、頑固な乞食が働かされ、貧民を怠惰から防ぐという一般的な目的をもつた無差別の収容施設だと⁽¹⁶⁾している。

しかし、後年作業場は懲治場からはなれていく。レナードは、作業場設立の理由として、貧民を自宅で働かせるときに起る材料の横領の防止と労働の訓練のために貧民を一定の建物に集めることの便利さとの二点を上げて⁽¹⁷⁾いる。つまり、作業場においては、いわゆる *deserving poor* 或いは *deserving unemployed* の収容が予定されているのである。この考えの下に、作業場は一六九六年のブリストルの施設を初めとして次々に各地に設立されていった。そして、一八一一九世紀を通して、各地に様々な形態の作業場が設立され、一八世紀末にはその数四千に達した⁽¹⁸⁾という。この間に、作業場は、発達の⁽¹⁹⁾ための生活による保護要求者のテスト、(6)特殊な施設処遇の六箇の機能をいとなんだといわれる。この発達過程の中で、作業場は教区に住む貧民を専門に扱う機関として伸びており、間接的に懲治場の対象者を限定した結果を生み出したと考えられるのである。

一八世紀中葉の作業場制度の改善の提案の中で、ヒル (Willes Hill) は、怠惰なだらしない者は、浮浪者とともに懲治場⁽²⁰⁾に送致すべきだとしてこれを作業場の対象者から外し、また、バーン (Richard Burn) は、一六世紀の識者と同様に、貧民を無能力な者と労働力のある者とに分け、後者を更に無実 (innocent) なものと浮浪罪で有罪になつた者とに分け、最

後のグループを、懲治場に收容することを提案している。⁽²⁰⁾ これらは貧民中の善良な部分を作業場に收容し、不良な部分を懲治場に收容することを支持するもので、懲治場の刑罰施設としての性格を間接的に助長したものといつてよい。更に、極端な場合として、一八世紀後半作業場そのものが懲治場的機能を果した時期があり、例えば、カンタベリーでは懲治場が作業場の一部をなし、浮浪者の逮捕権限、怠け者の連行権限、逃走貧民の連戻権限、更には私生児を生んだ女の処罰権限すら作業場に与えられていた例もみられるのである。⁽²¹⁾

(三) 懲治場と牢獄の混同と腐敗

コウクは、懲治場と牢獄とを明確に分けているが、実際にはこの両者は浮浪者に対してひとしく用いられていた。39 Eliz. I. c. 4. は「浮浪者を收容するための施設として懲治場のみを上げていたが、その修正法である 43 Eliz. I. c. 2では「浮浪者を懲治場のみでなく、牢獄にも送致できることが定められている。これは、このふたつの法律的特徴的な相違点として取り上げられている。⁽²²⁾。そして 7 Jac. I. c. 4. は、前述のように、懲治場の全国的設置を命令しているが、この法律が対象としたのは浮浪者のみで、いわゆる deserving unemployed (救済に値する失業者) はまったく考慮されていなかった。⁽²³⁾ 後者については、別項のように作業場が発達する。更にチャールス一世の Book of Order では、上記の法律の内容を更に強めて、懲治場をすべての牢獄に附設することを命じている。⁽²⁴⁾ こうして、懲治場と牢獄とに共通の運命がこの時期に定められたのである。しかも、他方、ウインチェスターでは、一五七八年以来すりなどの軽犯罪者の懲治場收容が行なわれており、また 7 Jac. I. c. 4. は、私生児を生んだ女などを懲治場に收容することを定めていて、浮浪者以外の者の懲治場收容も行なわれていた。一七一九年には、制定法上も明瞭に「浮浪者、軽罪囚、保証人の見つけられぬ者を懲治場または牢獄のいずれかに送致できる。」⁽²⁵⁾ ことが定められるに至り、両者の混同はいよいよはつきりするのである。

一方、牢獄の囚人に対する肉体的、精神的害悪はここで取り立てていうまでもなく有名なものであるが、これと比較して⁽²⁶⁾

すぐれた評価を受けていた懲治場も、ロンドンのブライドウェルに対する批判にもみられるように、決して完全なものであつたとは思われない。そして一七世紀以降共和制、王制復古を経てのち、労働による怠惰の矯正の思想は色あせてゆき、単に浮浪を罰するに止まり、その処罰すら用いられなくなつていくのである。「『貧しい人々を働かせる』というエリザベス救貧法の政策も、また、時世の空気にもつともよく合つたものではなかつたのであつた。……個人主義は不幸の中に愛の懲罰を見ずに、むしろ罪に対する処罰を見たのである。」⁽²⁷⁾レナードによれば、一七世紀に入つて懲治場の建設が各地方に義務づけられた後、各県によつて義務的に設置された懲治場の場合に牢獄化の傾向が強かつたといふ。⁽²⁸⁾

一八世紀後半、ハワード (John Howard) がその調査活動を精力的に行なつていたとき、ハワードは牢獄と懲治場とをほとんど區別せずに、どちらも監獄 (prison) として記録をとつて⁽²⁹⁾いる。その当時、懲治場は、牢獄に附設されている場合が多く、⁽³⁰⁾ここには浮浪者以外の犯罪者も収容され、本来行なわれるべき労働も行なわれず、牢獄同様に腐敗していたことがその記録からうかがわれる。いまや、牢獄と懲治場とを區別するものはまつたくなく、懲治場の初期の特色は完全に失われてしまつたのである。⁽³¹⁾その一例として、ウェップの引用するクラークンウェルのブライドウェル (Clarkenwell Bridewell) の状況を要約してみよう。⁽³²⁾「クラークンウェル・ブライドウェル、本来は労働により怠惰を罰する目的をもつていたのであるが、ここは典獄の私利追求により重罪人を受入れており、悪の学校と化している。怠け者の徒弟がここに送られるや否や、辻強盗、泥棒、すり、売春婦と交り合つて、すべての善良な資質をその健康とともに捨て去つてしまふ。囚人は男女を問わず夜間一緒に監禁されているので、いつでも暗い部屋に引つ込めるのである。女囚は県からわずか一日一ペンスのパンと少しばかりの水しか支給されず、しかもその多くは貧乏で友人もいないため、飢えをしのぐには売春婦にならざるを得ないのである。更に、牢番などは、これら女囚をすべて自分のハレムの女と見ており、いつでも好きなように扱ひ、売春宿 (Bawdy House) と呼ばれる一室に男女を一組で一晩鍵をかけておくことができるのである。そのため、ここには外部から女を

求めて来る者が多く、結局ここは法律によつて保護された女郎屋になつてゐる。遊廓の主人がここに来て女囚を見まわし、適当な女をえらんで牢獄手数料を払い、連れ帰ることも普通に行なわれている。「我々は、このおそるべき状況を、ロンドン・ブライドウェルのあの崇高な目的からとても理解することはできない。これほど極端でないにしても、各地の懲治場は各々に悪い状況にあり、これを我々はハワードの著書の中に見ることが出来る。

ロンドン・ブライドウェルについてはどうであつたらうか。ハワードは、その状況を「男女は各々専用の夜間居室と作業室をもつてゐる。彼らは床の上で少量のワラの入つた箱の中で寐ている。この監獄は頑丈ではないので男は鉄枷をしてゐる。そして或る者は古綱をほぐし、或る者は縄をなつてゐる。……給養一ペニーのパン塊、一週に四日は一〇オンスの骨なしの牛肉など。……冬には多少火氣を得ており、夜間居室にはワラが支給されている。ロンドンの他の監獄にはワラも寝台もない」と述べてゐる。⁽³³⁾ブライドウェルは、腐敗を免がれてゐたように思われる。ハワードは、ブライドウェルの懲治少年についてはふれてゐないが、当時ブライドウェルには、懲治場の他に House of Occupation が存し、こちらの方で不良少年等の教育訓練を行なつてゐた。これは、完全な職業教育施設で、後年 King Edward's School と改称され認可学校 (approved school) としての色彩を強めてゐる。⁽³⁴⁾

ハワードはいう。「法が強制労働と懲治とだけを科した者の心身の健康や屢々生命までもが獄内で破壊されるといふことは恐るべきことだ。私生児を生んだ者や泥酔暴行者、或いは道徳教育を受けたことのなさそうなコソ泥少年——この者達を懲治場に送り一、二年間を怠惰や飢餓やそして又場内の仕込ですつかり腕を上げた者達の中で過ごさせ給え。……多くの人々には、この悪徳の学校に収容されたその日から、廉恥と徳行との完全な喪失への一途を迎るのである。

懲治場をもつ州や町は、何よりも先ず、それが目的に適うことに慎重な注意を払わなければならぬ。多くの所では州牢獄が懲治場を兼ねてゐる。しかし、懲治場は牢獄と全然分離されなければならぬ。少くとも両者は同一の構内にあつてはなら

ぬし、又獄庭さえ共同にしてはならないのである。⁽³⁵⁾「このあとに、ハワードは懲治場の改革を具体的に提案している。しかし、懲治場は牢獄から分離することはなく、現実の改革は独居拘禁の採否をめぐつてなされたのである。

四 独居拘禁の原則の展開

一八世紀のヨーロッパの監獄改良の基本思想は、(1) 刑罰のもつ非人間的な苛酷さの除去、(2) 自由刑にあつては囚人の相互接触による犯罪者集団の形成の防止、(3) 社会の敵である犯罪者を社会の有用な一員に変えるための倫理的、宗教的感化にあり、独居拘禁はこのいずれをも満足させることのできるものであつた。⁽³⁶⁾これはクローネの述べているところであるが、英国における独居拘禁は、ハワードの提案に始まるといわれている。⁽³⁷⁾ハワードは、古い牢獄の無差別雑居の弊害をつぶさに観察し、一方一七七五年にガン監獄の夜間独居を見学した後、夜間独居の提案をなした。⁽³⁸⁾「総ての犯罪者を夜間独居させるために、小監獄すなわち小夜間独居房をたくさんつくるのがよいと思う。……たとえ彼等の昼間雑居が防止し難いとしても夜間だけは是非独居せしむべきである。孤独と沈黙とはよく人を反省に導びくものであつて、これにより犯罪者はよく悔悟せしめられるであらう⁽³⁹⁾」とハワードは述べている。この点もふくめて、ハワードが彼の活動の中で行なつた提案は、(1) 構造的にしつかりした広い衛生的な監獄の建設、(2) 牢獄手数料の廃止をふくめて、典獄の有給公務員化、(3) すべての囚人を食事、作業、宗教教誨による改善的制度に従わせる、(4) 外部の公的機関による監獄の定期的巡視の四点に要約されるといわれる。⁽⁴⁰⁾

これらの提案は、ハワードの活動とその影響下にあつた他の識者の活動によつて立法化されていつた。ブラクストン (William Blackstone) とエデン (William Eden) は、ハワードの影響下に包括的な提案をなしたが、この中に「夜間及び作業をしていない時に独居拘禁によつて確保されるべき囚人相互間の接触を断つ原則」が掲げられて⁽⁴¹⁾いる。この提案は、一七七九年の監獄法 (19 Geo. III. c. 74) に結実したが、実際には、まったく実施されなかつた。懲治場に関しては、一七八二年の「懲治場に関する法律を修正してその効果を高めるための法律」 (An Act for the Amending and Rendering more effectual the

Laws in being relative to Houses of Correction, 22 Geo. III. c. 64.) の中にとり入れられている。この法律は、ハワードの活動の直接の成果として最も重要なものとされている。⁽⁴²⁾ この法律は、懲治場に関する旧来の法律にふれて、現在懲治場が不足し、建物の構造が本来の目的にそぐわず、しかも正しい規則、作業、規律の欠如から囚人が収容期間中放縱に流れ、自棄的になることを指摘する。そしてその第一条は、治安判事が懲治場の実情を調査し、新しい懲治場を建設することを命じている。その建築計画に当つては「治安判事は……囚人相互間の交渉を妨げるために、現行法により重労働のため懲治場に送致された者、窃盗罪により有罪判決を受けた者、重罪の訴追を受けて送致された者すべてに対して、単独室 (separate apartment) を準備するよう本法によつて求められる」と規定されている。地方的には、ハワードの影響下に一七八一年にペットワース、一八七四年にウイルトシャー、一七八六年にグローセスターシャー等に各々独居拘禁の原則に立つた監獄が建設された。⁽⁴³⁾ この間一七八四年には「前記の 22 Geo. III. c. 64. を徹底させる方向に 24 Geo. III. c. 55. が制定され、また牢獄についても、一七八四年に 24 Geo. III. c. 54. により、単独室 (Separate cells) をもつた新しい牢獄の建設が求められている。⁽⁴⁴⁾ こうして、独居拘禁の原則は、牢獄、懲治場の双方にひとしく要求されることになつたのである。

しかしながら、一方では、独居拘禁のもつ有害な側面が徐々にあらわになり、加えて独居拘禁のための監獄の建設費用が莫大なものになるところから、一九世紀に入ると独居拘禁の原則に加えて分類拘禁の原則が主張されるようになって来る。一八二三年の監獄法 (4 Geo. IV. c. 64.) は、それ以前の監獄法をすべて廃した上、牢獄と懲治場との基本的区別は残しつつ、前者には重罪既決囚、重罪未決囚、軽罪既決囚、軽罪未決囚、債務者を、後者には重罪既決囚、重罪未決囚、軽罪既決囚、軽罪未決囚、浮浪者を各々分類収容するものとしている。ここにおいて、牢獄と懲治場との間の処遇対象者の相違による分類が示されてはいるが、これは、両者をほとんど同一とみた上での技術的分類にすぎなかつたのである。しかも、この分類は、一八二四年の監獄法 (5 Geo. IV. c. 85.) によつて便宜的な修正を受け、上記の分類の一にあたる囚人がひとりしかいない

ときには、治安判事が適当とみとめる別の分類の囚人と一緒にすることができ、更に上記の五分類は三分類に減じられたのである。この時期には、監獄の監督はよく行なわれるようになっており、この分類原則の下の監獄の状態は一般に知らされ、これに対する批判がなされる一方、ペンシルバニア制の効果が紹介されるにいたつた。そして、一八三九年の監獄法の第三条は、再び 4 Geo. IV. c. 64. の分類を踏襲しつつ、明確に独居制を採用している。⁽⁴⁵⁾

ペンシルバニア制は、クェーカー教徒が犯罪問題と取組んで見出したひとつの解答であつた。⁽⁴⁶⁾ ウィリアム・ペン (William Penn) をはじめとして、早くから監獄改良に取組んで来たクェーカー教徒は、一七七六年二月に「囚人の痛苦救済を目的とするフィラデルフィア協会」を設立し、また一七八六年には死刑の廃止に成功していた。しかし、クェーカーの監獄改良はここに止まらず、一七八七年には「監獄における不祥緩和を目的とするフィラデルフィア協会」が設立された。その監獄改良の立場は設立趣意書に「キリスト教の創始者の教訓に基づく慈善の義務は我々の仲間の愚行や犯罪によつて取消されることはないことを考慮するとき、また、貧困、飢餓、寒さ、不要な苛酷さ、不十分な住居、罪、これらがもたらす苦しみを思うとき、これらの苦しみにさらされている人間に対し憐れみの心を及ぼすのが我々にふさわしいことである。人間性の救いを借りてこれらの不当、不法な苦しみを我々は防止することができる。すべての境遇の全人間家族を結合するはずの紐帯を破つてはならない。そして、悪の習慣を継続するかわりに我々の仲間に美德と幸福とを取り戻す手段となるような処罰の方法は発見可能なものである。これらの原理への確信と義務により我々はここに結集した。⁽⁴⁷⁾」と表現されている。独居拘禁はこのような立場に立つて、受刑者を他の受刑者との相互接触によつて起る有害な影響から守り、これに衛生的な整つた個室を与え、絶えざる内省によつて、宗教的、道徳的再生をも可能にするものとされたのである。⁽⁴⁸⁾ イーブズに従えば、「改革者達はすべての犯罪を罪深さ (sinfulness) の結果であると分類し、その論理的帰結として、犯罪に対する幅広い単純な救済策を人為的に作り出された悔い (repentance) である」と診断した。⁽⁴⁹⁾」のである。この思想は、懲治場の原型となつたロンドンのブラ

イドワエルを生み出した思想「犯罪の原因としての怠惰とその矯正策としての労働」と大きくへだたつてゐる。懲治場の腐敗、牢獄化と浮浪問題の全体としての鎮静は、犯罪者集団の形成の防止及び監獄改良と結合して後者の思想を衰退させ、前者の思想を發展させることによつて、巨大な監獄をヨーロッパ各地に残すことになつたのである。懲治場はその独自の存在意義を失つてしまつたのである。⁽⁵⁰⁾

こうして、懲治場と牢獄とを区別するものは、前者に債務者、後者に浮浪者を各々収容できないということだけになり、更に一八六五年の監獄法 (28, 29 Vict. c. 126.) は、この両者の差異を完全に廃し、地方監獄の名称の下に統一したのである。そしてここに懲治場は名実ともに消滅したのである。

最後に、私は小原重哉の理解に立ち戻つてひとつの疑問を提出したい。上述のように、英国の懲治場は一八六五年すなわち明治維新の二年前に消滅している。従つて、小原重哉が香港等の監獄を見学し、帰朝後監獄則を起草したときには懲治場はなかつたことになる。しかも、小原重哉は別の箇所では別の拘禁施設をフランス法に由来する *maison de correction* としてとらえ、これを英法の *house of correction* と明確に区別してゐる。⁽⁵¹⁾ この後者を小原重哉は幼年監と呼ぶのであるが、これは理解しにくいことである。

この点についての私のひとつの想像は、懲治場が *reformatory* ないし少年監獄に転用されたのではないかということである。当時欧米では、ようやく少年犯罪が世間の耳目を集めるようになり、イギリスにおいても一八四一年の国勢調査で一五歳以上二〇歳未満の少年人口は全人口の約一〇%なのに、囚人人口では二五%になるとされ、その対策が熱心に求められていた。そして、一八六六年までに五〇箇所以上の *reformatory* が英国内に設立されている。*reformatory* は、懲役又は禁錮に該る犯罪で有罪判決を受けた一〇歳以上一六歳以下の少年を収容する施設とされ、一〇日以上を刑を受けた少年が刑期満了後二年以上五年以下の期間、裁判官の決定で送致されることとなつてゐた。この制度は一八五〇年代に始められてお

り、一〇数年の間に五〇以上の施設が設立されていることになる。⁽⁵²⁾

一方、この時代にロンドン・ブライドウェルには簡易手続で有罪判決を受けた者が送致されている。その主要な対象者は、主として三ヶ月以下の有期刑に処された者であり、これらの囚人は、実際には守られなかつた他の囚人との対話の禁止を命じられて、悪名高い tread-wheel を踏まされていたという。そして、小犯罪の初犯者であるロンドンの青少年が囚人の多数を占め、これらの者に対する悪影響が心配されていた。一方、House of Occupation (一八六〇年に King Edward's School と改称) はうまく機能しており、これが監獄としてのブライドウェルの失敗を補うものといわれていた。ここでは、主として両親や地域で抜かいかねていた不良少年が収容され、教育を受けていたが、少数ながらブライドウェル監獄の収容歴のある者もいた。この施設は reformatory のひとつだったのである。裁判官はブライドウェルの囚人で出所に適した者をここに移す権限をもっていた。ロンドン・ブライドウェルには、少年監獄と reformatory とが同時に存在したのである。⁽⁵³⁾

このふたつの事情から考えると、一八六五年に廃止された懲治場の建物は、その後少年専用の監獄あるいは reformatory に転用されたのであろうか。

- (1) Leonard, op. cit., p. 294.
- (2) Ibid., p. 183. コリヒスモットランド及びフランスの救貧法の運用との根本的な違いがあるという。
- (3) Webb, History, pp. 95~100.
- (4) Webb, Prison, pp. 15~17. cf.
- (5) 浮浪者という概念は、各時代の行動様式にはずれた行動をとる者に対して附される傾向があり、一六世紀から一九世紀にかけて様々な者が浮浪者と定義されている。乞食といかさま師とを主体として、一六世紀後半には主人のない者や定められた賃金で働くことを拒否する者、一七世紀には怠け者その他本稿の諸定義に示されている者、一八世紀には糸屑等を買集める者、犯罪の目的で建物にひそんでいる者等、一九世紀には無許可の富饒の胴元等が浮浪者とされている。また、時代を追って浮浪者の法律上の定義も定まってくる。一七四四年には法律で "idle and disorderly persons" (仕事を

者に對しては、この者、通常の賃金で働かざるを拒否する労働者、しつこくを食する者、家族を捨てて教区から逃げ出した者等)、“Rogues and vagabonds”(法律上の定住地のある教区外で、明らかなる生活手段なしにくらして居る者、あらゆる種類の旅芸人、手品師、吟遊詩人などの乞食、行商人、乞食、賭徒)、“Incorrigible rogues”(前記浮浪罪の累犯者、逮捕の際抵抗した者等)の三種類に整理された。(Webb, History, pp. 362~366.)
 の三つの分類は、その現在を生かす。(Kenny's Outlines of Criminal Law, 19th ed., 1966, pp. 448~452 cf.)

- (9) Webb, History, pp. 369~373.
- (10) Copeland, op. cit., pp. 75~77. 下女性に對する答刑のなすへかからぬことが、London Spy の報告として記されている。その理由は、(1)この刑は三—四歳の女子には持つことのできぬ汚辱を与える。(2)女性が自己の裸身を人目(とくに男性の)に曝すことほど恥すべきこととはなず、(3)女性の体は弱く、これを大の力に扱ふべきではないといふことにある。
- (11) Webb, History, pp. 375~376. 浮浪者に對する処分は答刑と懲治場收容とであるが、前者の残酷さを批判する者は後者を選び、後者の腐敗を批判する者は前者を選び、双方の論者が互いに相手方の弱点を批判した結果そのどちらかを用いられなくなつたのである。
- (12) Webb, History, pp. 367~369. 今年じつじつと同様の取扱がなされた。一七五六年にロンドンと Marine Society が中心となつて不良少年を救済し置くことになつた。(Willey B. Sanders, Some Early Beginnings of the Children's Court Movement in England, NPA yearbook, 1945, pp. 64~65.)
- (13) Leonard, op. cit., pp. 229~230.
- (14) Webb, History, pp. 379~396. 彼の他、中山教授の指摘する「貧食」も懲治場の衰没の原因となつてゐる。(Webb, History, pp. 383~387, Webb, Prison, p. 15.)
- (15) Webb, History, p. 382.
- (16) Ibid., pp. 215~272.
- (17) Ibid., p. 240.
- (18) Coke, op. cit., p. 734.
- (19) Webb, History, pp. 218~219.
- (20) Leonard, op. cit., p. 225.
- (21) Webb, op. cit., pp. 215~216.
- (22) Ibid., pp. 213~265.
- (23) Ibid., pp. 269~270.
- (24) Ibid., pp. 240~241.
- (25) Ibid., p. 65, note 2. Leonard, op. cit., p. 124, note 1.
- (26) Leonard, op. cit., p. 137. じつじつが懲治場の衰没と相俟たぬことならぬので、聚斂なればならぬ。

- (24) *Ibid.*, p. 158.
- (25) 6 Geo. I. c. 19. Webb, Prison, pp. 16~17 最終的に一八三五年の法律 (56 William W. c. 38.) の第三条が、重罪犯もよくして一般の未決囚を無制限に懲治場に收容するを規定するところだ。
- (26) 前述のように中世牢獄の不衛生な状態は、一五七七年の *Black Assize* の例を始めとして早くから知られていた。
- (27) Tawney, op. cit., p. 262 f. 邦訳前掲書下巻一九三—四頁。その極端な例として「道路上を歩いているのは正当な理由があつてのことだと、治安判事が満足であるように証明をせざる浮浪者」は捕えられ、処罰されたところ。なお、Webb, History, p. 354. note 1. cf.
- (28) Leonard, op. cit., p. 227.
- (29) ハワード『監獄事情』(矯正協会版) 参照。ハワードは牢獄と懲治場をともに犯罪者の收容施設であることを前提にしてその両者の状況をつぶさに記録してゐる。
- (30) 同上書五五頁。
- (31) 同上書二二二頁(マクナマールン)、二二三頁(ヒッチン)、二五三頁(クリフォード)、二五五—六頁(バークレー)、二五八頁(マールボロー)等。その二五四—六頁に総括的記述がある。
- (32) Webb, Prison, pp. 22~23. 以下一七五七年の *Gentleman's Magazine* の記事の引用である。
- (33) Copeland, op. cit., pp. 77~79. 一七八九年のハワードの著書(書名不明)より引用。ハワード、前掲書二〇七—九頁参照。
当時のロンドン・ブライトワールの收容者は、一七七二年、一七〇九人／一七七三年、七七七人／一七七四年、八〇八人／一七七五年、一〇八四人／一七七六年、九八三人／一七七七年、五四四人／一七七八年、一〇二八人／一七七九年、六八一人／一七八〇年、四五九人／一七八一年、四八四人／一七八二年、六五九人／一七八三年、一五九七人／一七八四年、二九五六人／一七八五年、六二二人／一七八六年、七一六人。これは毎年イースターの時の在場人員である。(ハワード、前掲書二〇八—九頁、Copeland, op. cit., p. 79.) 一七八五年にはビードル (Beadle) による浮浪者の逮捕が廢れ、一七八五年六月一六日 *magistrate* の適法な送致決定なしに收容者を受入れることはしない旨の規則が作成された。(Copeland, op. cit., pp. 62~63.)
- (34) Copeland, op. cit., p. 106 ff.
- (35) ハワード、前掲書五五頁。
- (36) K. Krohne, *Lehrbuch der Gefängniskunde*, 1889, p. 38.
- (37) George Ives, *A History of Penal Methods*, 1914, pp. 172, 176.
- (38) Webb, Prison, p. 89.
- (39) ハワード、前掲書三五頁。
- (40) Webb, Prison, p. 37.
- (41) *Ibid.*, p. 39.

- (24) James F. Stephen, *A History of the Criminal Law of England* Vol. 1, p. 485.
- (25) Webb, *Prison*, pp. 54~56.
- (26) Hinde, *op. cit.*, p. 36.
- (27) Webb, *Prison*, pp. 94~96. 上の法律 (23 Vict. c. 56) 第三条は次の如く規定する。"That, in order to prevent the contamination rising from the association of prisoners in any prison in which rules for the individual separation of prisoners shall be in force, any prisoner may be separately confined during the whole or any part of the period of his or her imprisonment, under the restrictions hereinafter provided."
- (28) 正木亮「新監獄等」二八三—二九一頁。Krohne, *op. cit.*, pp. 31, 39~45. Webb, *Prison*, pp. 114~118. 英國内におけるクローカー教徒の監獄改良運動はエリザベス・フライ (Elizabeth Fry) の献身的な活動の中を示された。 (Webb, *Prison*, pp. 71~75. Hinde, *op. cit.*, pp. 46~77.) また、アメリカのクローカー教徒は監獄改良問題だけではなく、少年犯罪問題についても積極的な貢献をした。この House of Refuge Movement は彼等の活動の主要なものである。 (Robert S. Pickett, *House of Refuge*, pp. 21~49.)
- (29) Krohne, *op. cit.*, p. 31. note 5.
- (30) *Ibid.*, p. 39. Webb, *Prison*, p. 116.
- (31) Ives, *op. cit.*, p. 172.
- (32) この時代における議論は囚人の相互交渉による悪影響をいかにくい止め、受刑中にいかに囚人を改善せしめるかに焦点があり、米国内におけるペンシルバニア主義とオーバーン主義の対立も、この目的実現のために要求される正しい囚人の処遇原則をめぐつてなされたものと理解できる。前者は、孤独の中の法的、宗教的悔悟により、後者は全き沈黙の中での作業を通して出所後の社会的生活能力の獲得により、各々犯罪者の改善がはかられると考へてきたとみてよい。そして、このいずれにおいても犯罪者の個性は無視され、各々の処遇原則は囚人の改善のための万能薬と考へられていたように思われる。そして敢ていうならば、二〇世紀の犯罪者処遇は犯罪者の個性の発見から始まるのである。
- (33) 小原、前掲書七六頁。
- (34) Hinde, *op. cit.*, pp. 95~109.
- (35) Copeland, *op. cit.*, pp. 79~83.

後 記

本稿において私は英国史の知識も英法史の知識も不十分なままに、懲治場の発生と衰退とについてまとめてみた。そこで私の発見したことは、英国の懲治場がホスピタルの観念と怠惰を悪の根源とする思想との上に成立したということである。

ヴィヴェスは、ホスピタルを病人が治療と給養を受け、貧民が扶養され、児童が教育され、孤児が養育され、精神病者が看護され、盲人が日々をすごす場所と規定している。ロンドンのブライドウェルがホスピタルとして成立したことは、この施設の目的が収容者の人道的扱いにあつたことを示している。しかしその後の懲治場は、時代の変遷とともに人道的性格を失い、懲罰的色彩を強めていく。また、ウィリアムペンが独居拘禁を推進した時、独居拘禁によつて受刑者を苦しめるといふ考えはまつたくなかつたと思う。むしろ冥想が極めて有益なことであり、清潔な規格化された独房が受刑者の健康にもよい効果を与えるものと信じていたと思う。

こうして受刑者に対する人道的な発想からその時代の懲罰的な取扱に抗して生み出された制度が次の時代には批判の対象となるのを見る時、犯罪者の処遇に當つて我々のとるべき姿勢について深く考えさせられる。スエーデンの現制度の批判者は、社会内処遇 (trivard) が懲罰に墮する危険を指摘している。私はそのような事態が我々に無縁なものとはいひ切れないものを感じている。

最後に、カトリックの刑罰観を私に示された青柳文雄教授、本稿作成の過程で様々な御援助をいただいた平良、宮沢浩一両教授に心から感謝する次第である。又、英国大使館文化部図書館では私の為にわざわざ／＼本国から書物を取寄せて下さつた。この御好意も忘れることができない。その他様々な人に色々な形で御援助を受けた。その方たちにも厚く御礼申上げたい。

文 献

- 滝川 幸辰 近代的自由刑の誕生 (昭・5) (刑法史の断層面所収)
市川 秀雄 教育刑のメッカ、アムステルダム監獄 (綜合法学五卷八号、昭・37)
小原 重哉 監獄則註解 (明・15)
留岡 幸助 感化事業の発達 (明・30)

- 小河滋次郎 未成年犯罪者の処遇 (明・36) (小河滋次郎著作選集上巻所収)
- 正木 亮 新監獄学 (昭・43)
- 小川 太郎 自由刑の展開 (昭・39)
- 仲里 達雄 刑務作業の本質についての研究 (法務研究報告書四四卷四号、昭・33)
- 西原 春夫 刑事政策の歴史 (刑事政策講座一巻所収、昭・46)
- 中山 研一 自由刑 (一) (刑事政策講座二巻所収、昭・47)
- 田代不二男 イギリス救貧制度の發達 (昭・44)
- 斉藤 美州 英国近代精神の胎動 (昭・41)
- 加藤 一夫 テューダー前期の社会経済思想 (昭・41)
- 植林 雅彦 テューダー・ヒューニズム研究序説 (昭・41)
- 今井登志喜 英国社会史 (上・下) (昭・28)
- Ardelotte, F. Elizabethan Rogues and Vagabonds and Their Representation in Contemporary Literature, 1913.
- Bagley, J. et al. A Documentary History of England, 1966.
- Bindoff, S. T. Tudor England, 1950.
- *Bowen, T. Extracts from the Records and Court Books of Bridewell, 1798.
- Chapman, H. W. The Last Tudor King, 1958.
- Coke, E. Institutes, 2nd Part, 1669.
- Copeland, A. J. Bridewell—Royal Hospital, Past and Present, 1888.
- Dolsperg, F. D.v. Die Entstehung der Freiheitsstrafe, 1924.
- Elton, G. R. An Early Tudor Poor Law, The Economic History Review, 2nd Series VI, 1953.
- Elton, G. R. (ed.) The Tudor Constitution, 1960.
- *Firth, J. F. Memoranda Relating to Royal Hospitals, 1863.

- Grünhut, M. Penal Reform, 1950.
- Hippel, R. v. Beiträge zur Geschichte der Freiheitsstrafe, ZStW. 18, 1897.
- Hinde, R. S. H. The British Penal System 1773-1950, 1951.
- Holdsworth, W. S. A History of English Law, 1924.
- Howard, J. The State of the Prisons, 1777. (英訳『監獄事情』 四・七)
- Ives, G. M. A. A History of Penal Methods, 1914.
- Jordan, W. K. The Charity of London, 1960.
- Kirchheimer, O. & Rusche, G. Punishment and Social Structure, 1939. (英訳『社会と懲罰』 四・七)
- Krohne, K. Lehrbuch der Gefängniskunde, 1889.
- Leonard, E. M. The Early History of English Poor Relief, 1900.
- Luther, M. Address to the Christian Nobility of German Nation, 1520, Harvard Classics, vol. 36. (1910)
- Maitland, F. W. English Law and the Renaissance, 1901.
- More, T. Utopia, 1516. (英訳『ユートピア』 四・三)
- Niquist, O. Juvenile Justice, 1960.
- *O'Donoghue, Bridewell Hospital, 1923.
- Queen, S. A. Social Work in the Light of History, 1922. (英訳『囚徒社会事業史』 四・三)
- Radbruch, G. Die ersten Zuchthäuser und ihr geistesgeschichtlicher Hintergrund, *Elegantiae Juris Criminalis*, 1950.
- Radbruch, G. Geschichte des Verbrechens, 1951.
- Reeves, Reeves's History of English Law, 1860.
- *Ribton-Turner, C. J. History of Vagrants and Vagrancy, 1887.
- Salter, E. R. (ed.) Some Early Tracts on Poor Relief, 1924.
- Sellin, T. Pioneering in penology, 1944.

- Slice, A. van der Elizabethan Houses of Correction, J. of Criminal Law and Criminology, vol. xxvii, 1936.
- Tawney, R. H. Religion and the Rise of Capitalism, 1926. (邦訳『宗教と資本主義の興隆』昭・三三)
- Tawney, R. H. (ed.) Tudor Economic Documents, 3 vols, 1953.
- Vives, J.L. De Subventione Pauperum sive de Humanis Necessitatibus, Opera Omnia, tom iv, 1526.
- Webb, S. & B. English Prisons under Local Government, 1921.
- Webb, S. & B. English Poor Law History, vol. 1, 1927.
- Weber, M. Die protestantische Ethik und der "Geist" des Kapitalismus, 1904. (邦訳『プロテスタントイイズムの倫理と資本主義の精神』昭・三三)
- Zilboorg, G. A History of Medical Psychology, 1941. (邦訳『医学的心理学史』昭・三三)
- Statutes of the Realm.
- Great Britain Statutes.

(以上欧文文献には未参照 (* 印) のものを含む)